

第七十七回 参議院建設委員会議録 第五号

昭和五十一年五月十一日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動
五月十一日 辞任

三治 重信君

中村 利次君
補欠選任

大蔵省主計局王 計官 西垣 昭君
大蔵省理財局特 別財産課長 松岡 宏君
農林省構造改善 局農地業務課長 佐藤 太洋君
自治省財政局交 付税課長 豊住 章二君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員

中村 波男君

坂野 重信君
増田 盛君

要君

遠藤

上條

勝久君

古賀 雷四郎君

中村 植二君

望月

邦夫君

山内

小谷

守君

松本

英一君

矢原

秀男君

春日

正一君

竹下 登君

登君

高橋 弘篤君

伊藤 晴朗君

吉田 泰夫君

増岡 康治君

村田 育一君

政府委員

建設大臣官房長

建設大臣官房会

建設省計画局長

建設省都市局長

建設省河川局長

事務局側

常任委員会専門

説明員

本日の会議に付した案件
○都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一
部を改正する法律案(内閣提出)
○建設事業並びに建設諸計画に関する調査
(建設行政及び国土行政の基本施策並びに建設
省及び国土庁関係予算に関する件)

○委員長(中村波男君) ただいまから建設委員会

を開会いたします。

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一
部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小谷守君 第一次都市公園等整備五カ年計画が

実施されて四年を経過したわけであります、満

足すべき実績を得られたかどうか。また、この四

年間の実績の反省の上に立つて第二次五カ年計画

をお示しになつたと思うであります、問題点

はどこにあるか、どのように反省をしておいでに

なるか、こういう点をまずお聞かせ願いたいと思

います。

○國務大臣(竹下登君) 過去の反省に基づきます

今次の作成の基礎につきましては、都市局長から

お答えを申し上げます。

○政府委員(吉田泰夫君) 第一次五カ年計画は四

十七年から五十五年までということになつております

まして、期間的にはなお一年残つておりますが、

最近の情勢、なんなく用地費並びに施設工事費

の大幅な単価アップ等がありまして、事業費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

ではないと思います。そこで、第一次の実施状況

ではあります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

うと、安易な実施体制で臨むならばどうしてい

くとも、いかんかく用意費で見

ています。

○國務大臣(竹下登君) まず、小谷先生に基本的

な考え方についてお答えをいたします。

従来高度経済成長の際には、各種長期計画とい

うものが、よしなば三年でまた新たな新規五カ

年計画、道路とか河川なんかそういうふうなや

りであります。そこで、第一次の実施状況

から見て第二次五カ年計画を推定いたしますとい

方針演説の原稿をつくりました。そのときいろいろ議論しましたのが、なかんずく公園とか下水道とか、そうした暮らし中心の公共事業につきまして、少なくとも五十年いっぽいを経済見通しの見直し期間として、五十一年度を初年度として各種長期計画を立案したらいいではないか、こういう考え方でいろいろ議論をいたしたのであります。ところが、今度も結論から申しますと、道路とかあるいは河川とか、そういう大物は今度のあれに間に合わなかった。一線にそろえるということにはどうしても経済社会情勢がそれを許す情勢になかったたわけでござりますけれども、より経済見通しのものについて、やっぱり五十年と五十一年と二年かけてやらないと本当の見直しといふものはできないではないか、こういう財政当局等の意見がございまして、その施政方針演説はやらなかったことにしたわけです。結論はほかのもやらなかつたわけでござりますけれども、内閣が倒れてしまひましたので、しかしながら、その後私も建設大臣になりましたから、その後の経過をフオローしてみますと、それでもなお少なくとも公園についてはまだ一年の残りがあるけれども、これを契機として、初年度として、新五ヵ年計画に取り組もうではないか。そういうことは私は一つの政治姿勢として、政府全体がこうした暮らしを中心とする公共事業の推進にある程度の計画性を持たしていくという考え方のあらわれではないかとうふうに、私も実は過去を振り返って自分なりにそういう評価をいたしたわけであります。

しかしながら、これはどの計画にいたしましても、率直に言つて、いわゆる事業費ベースでは消化しながら、ああいう狂乱物価等々の影響によりまして、事業量においてはことごとく当初の目標をはるかに下回つておることは先生御指摘のおどりであります。したがつて、今度の物の考え方は、少なくとも実現可能の、言つてみれば自信があるとともに申しますが、実現可能な数字でもつて、ま

た減速経済になりますならば、もとより多少の物価の上昇は考えられますものの、少なくとも実現可能な事業量というものを念頭に置いてこの計画を立てようではないかというのが基礎にあるわけあります。

いまの要望の強い問題と大規模公園の問題等につきましては、具体的に都市局長からお答えを申上げます。

○政府委員(吉田泰夫君) 第一次計画と今回の第二次計画案を比較いたしますと、住区基幹公園は前回全体のシェアが四〇%であったものが、第二次では三七%になつておりますが、これは從来住区基幹公園の中に含めておりました緑道といふものの別に取り出した、その取り出した分が三%あります。これを加えると全体のシェア四〇%は変えていいわけであります。同様に都市基幹公園、これは住区基幹公園よりもさらに大きな規模の公園であります。これも全体に対する割合は前回と同様一四%ということにいたしております。確かに大規模公園は国営公園等も含めまして、その割合を前回より高めておりますが、やはり広域的な大規模な多様なレクリエーションを求める声もあるわけでございまして、身近な公園も從来どおり強調すると同時に、大規模な広域的公園にも力を入れるということでございまして、やはり各種の公園を一定の割合で取りませて実行していくということが各層にわたる幅広い需要にこたえるゆえんではないかと、このように考えております。

○小谷守君 大臣の率直な御見解を承りましたが、私は建設省に限らぬと思いますが、特に建設省の場合、五カ年計画がはんらんしておると思うのです。そうして一つの計画が終わりますと、それについて成果はどうであつたか、欠陥はどうであつたか、なかなかこれは計画どおりうまくいくとは思いません。しかし、その際には、一つの計画が終わった場合には成果と欠陥を国民の前にはつきりさせて、そしてその欠陥に対してはどのように手だてを講ずるかという点を率直に国民の

前にやつぱり出すべきだと。そういうことをあいまいにしたまま次々計画を乱発して、そうして国民に幻想だけを与える、こういう政治はますますと思う。これは都市公園だけに限りません。住宅の問題にしてもいささか計画の乱発だと、そつてそれに対する反省がないという点をこの機会にひとつ指摘をしておきたいと思います。御反省を願いたいと思います。

さて、第一次計画が、いろいろと御苦労はあつたと思いますが、満足すべき状態でない。その欠陥の一一番大きな原因是用地問題ではなかろうか、こう思われます。都市公園の整備に当たって最大の課題は用地の確保である。国土庁は五十年度の地価公示では地価の鎮静化という言い方をしておりますが、すでに高い地価でありますから、都市公園として必要な都市地域にあって一定のまとまった土地の取得は容易ではない、きわめて困難である。しかも一定の時期に一定規模を確保することは至難であるというのが現状の姿ではなかろうか。このために計画的な、しかも積極的な用地確保をするにはどのような手立てを講ずべきであるか、これについて基本的な考え方を承りたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 大都市地域におきましては、おっしゃるとおり地価自体も高い上に、まとまった用地の取得は非常に困難であります。幸いに駐留軍の基地跡地が返還される等のことが関東周辺にも数多く行われつておりますから、こういったまとまった跡地の一部を公園に使えるということであれば、これは相当規模のものが活用できることになりますし、その他工場などで都心部から外に出ていく、移転するというものもありますが、それでもある程度まとめた土地が市街地の密集地帯で手に入れられるというようなことがござります。その他、町の中では小さな規模の空き地といえどもきめ細かく拾って公園化していくというような配慮、あるいは地区画整理なり再開発事業といった面開発事業とあわせまし

○小谷守君 持に自治体との関係ですね。地方財政の非常に窮屈した現状におきまして、三分の一という低い水準の国庫補助率でこれ計算うまくいきますか。大きなネックはここにあるんじやないですか。この補助率について改定をされる用意がありますかどうか。

それから四十七年度に発足した第一次計画では、人口一人当たり都市公園面積は約二・八平方メートル、五カ年計画の最終年度には人口一人当たり四・一平方メートルにするという計画目標であった。しかし、まだ一年残っておりますけれども、そつとしてこの今回の改正を見るに至つたわけあります。この第二次五カ年計画の計画案によりますと、昭和五十年度末推計は人口一人当たり三・四平方メートルとされておる。第一次五カ年計画の期間のうち四カ年間の実績値といふものは、一人当たり〇・六%引き上げるに伴つて七千ヘクタールの整備面積を確保したという結果になるとと思つ。残り一年の期間はあるにしましても、当初の整備面積一万六千五百ヘクタールとは余りにも低い水準である。パーセントにして四二%、こういう状況であります。こういう結果に終わつたことについて先ほども大臣から御反省の弁はありましたが、用地取得についての努力が十分伴つていなかつたんじゃないか。都市公園の整備については、用地の確保が担保されれば事業の八〇%は実施されたといつてもよろしいと思うのですが、焦眉の急務は用地問題である。これからいろいろな点について用地問題について伺いますが、まずこの自治体に対する補助率、これは現状のままでいいのかどうか、どういう努力をされておるか、今日の地方財政の逼迫の状況にかんがみて大臣はどのようにお考えになつております。

○國務大臣(竹下登君) この国庫補助率を改定する考え方でございますが、私がこの計画策定時は建設大臣でなかったにいたしましても、大蔵省との予算折衝の段階で補助率アップを要求したという事実はございます。そこで、いまのお話のごとく、まさに私は補助率アップというものが必要であると思いつつも、限られた国費財源の範囲内で多くの公園整備の要請にこたえていくということと、言つてみればまあ兼ね合いの問題になるわけあります。

したがつて、過去のいろいろな補助率アップの経過を見ますと、概して補助率というものをじくるときには、他の公共事業の補助率と一緒にこれが扱われるということが好ましいという財政当局的発想があるわけであります。しかしながら、国民のニーズにこたえて、たとえば下水道等においても、ある程度の事業費が見込まれた段階でこれをスポットいたしまして、他の公共事業との関係なく補助率で勝負をしたことが過去においてもあるわけであります。したがつて、私はこの事業費がある程度の段階に来た場合には、その年の対財政当局に対する予算折衝の姿勢としては、当然のこと、公園用地のみを抜き出して補助率で勝負をするということはあつてしかるべきであると思っておりますので、引き続き検討をさしていただきたい。今年度の予算のときには、言ってみれば要求をしたものとの合意を見なかつたわけでござりますから、合意を見てしまえば政府全体の責任においてその中で消化いたしますというお答えしかないのでござりますものの、そういう姿勢で財政当局との折衝を行つた経緯にかんがみ、これは私は事業費と兼ね合いで、引き続きそういう方向で検討を加えていかなければならぬと思つておるところであります。

いま一つは、公共事業全体の中で用地費の占める比率というものが、今度は急場の場合のいわゆる景気浮揚の即効性とはいさか相反するではないかと、こういう議論が現実問題としてはあるわけであります。私は、公共事業費の中身を大別す

れば、用地費と、そうして労務費と、そして資材費であるといった場合に、この用地比率が高ければ高いほど景気浮揚の即効性——貯蓄性へ指向いたしますだけに少ないこと、こういう議論が全体の議論としてはあるわけであります。しかし、それは道路の場合であれ、あるいは他の公共事業であれば、少なくとも公園については、いま小谷委員御指摘のとおり用地取得そのものが八〇%、あるいはそれ以上の公園そのものが完成するということに相なる性格のものでありますだけに、全く景気浮揚の即効性という他の公共事業における用地取得の考え方とは、全くそういう考え方を持たないで用地取得に努力をしなければならないと。言つてみれば、都道府県とも相談をいたしまして、用地そのものに対し個々の公務員が町を歩きながらもその用地を目ざとく探ししていくふうな姿勢が必要ではないかと、このよう考へる次第であります。

○小谷守君 これは、補助率のアップについては公有地の積極的な活用の問題があると思つんであります。局長からもお答えがありましたが、このことはすでに国有財産法二十二条の規定によつて、普通財産については都市公園用地として使用する場合は無償貸し付けの道が開かれておる。現在では都市公園面積の約二三%は国有地であると言われていますから、合意を見てしまえば政府全体の責任においてその中で消化いたしますというお答えでござります。

○小谷守君 東京教育大学など国立の大学、研究機関が筑波研究学園都市に移転した後の跡地問題について東京都を始め関係区市住民の間で非常に問題になつておる。かなりの期待と関心が寄せられておることは御承知のとおりであります。この研究学園都市に移転が予定されておるのは一大都市公園、緑地としては最適な土地である。普通田谷などの十四区と六市の三十六カ所、総面積は約百四十七ヘクタールと言われておる。これらは約百四十七ヘクタールと言われておる。これらは国有地はいずれも市街化区域の中にあります。研究学園都市に移転が予定されることは、一大都市公園、緑地としては最適な土地である。普通田谷などの十四区と六市の三十六カ所、総面積は約百四十七ヘクタールと言われておる。これらは国有地はいずれも市街化区域の中になります。研究学園都市に移転が予定されることは、一大都市公園、緑地としては最適な土地である。普通田谷などの十四区と六市の三十六カ所、総面積は約百四十七ヘクタールと言われておる。これらは国有地はいずれも市街化区域の中になります。研究学園都市に移転が予定されることは、一大都市公園、緑地としては最適な土地である。普通田谷などの十四区と六市の三十六カ所、総面積は約百四十七ヘクタールと言われておる。これらは国有地はいずれも市街化区域の中になります。

○小谷守君 もう一つ具体的な問題に、米軍返還跡地の利用に関する問題があります。東京近郊の練馬区、埼玉県朝霞市等にまたがる米軍キャンプ朝霞の利用面積は二百八十一ヘクタール、この利用をめぐる問題であります。去る一月に、土地の所有者である大蔵省が地元公共団体、各省庁、日本住宅公団などの争奪戦の展開にピリオドを打つべく、三分割方式、払い下げ有償化という新しい国有財産処理基準案を示したと言われておりますが、これに対して自治体は全面的に反対ということのようである。その三分割基準案なるものの内容と作成理由を明確にされた。国有財産法二十二条の公園、緑地にする場合には無償貸し付けができるという規定、及び国有財産特別措置法第二条の人口急増地域の小中学校建設には無償貸し付けできるという規定、この立法趣旨を踏まえて御答弁を願いたい、大蔵省の方から。

○説明員(松岡宏君) キャンプ朝霞の跡地は、御指摘のとおり二百八十一ヘクタールござります。

昭和四十八年の六月から返還が始まりまして、四十九年、五十年、逐次部分的な返還がなされ、な

お未返還の部分もございますが、近い将来返つてくる予定のものも含めて、ただいま申し上げましたものは国有地といたしましてはいわば大口の土

地でございまして、しかも東京都あるいは首都圏近郊といった過密の地域にまとまって広大な土地が返還される、あるいは利用できる状態になる、こういう性格のものでござります。したがいまして、これを管理いたします大蔵省といたしまして、地元でも、特に周辺土地利用の状況とか、その付近に公園等の緑地が少ないと、都市防災対策上もオープンスペースがぜひ要る、地元も非常に望んでいるというような場所も多いわけでありまして、こういうところにつきましては、他のいろいろな利用目的もあらうけれども、少なくともその一部は公園用地として確保いたしたいというつもりであります。

○説明員(吉田泰夫君) おっしゃるとおり、筑波の研究学園都市に移る予定の各種研究機関は都内の中所に相当の面積のまとまりをもつて存立しているもののが多いわけであります。これにつきましては、公園だけの目から見ればのどから手が出るほどほしいということになります。しかし、それだけに限られた非常に貴重な空地でありますので、他にも住宅その他小中学校等、地元としてあるいは国家的にも利用したいという他の目的

す。これに対しまして関係各方面から利用要望が殺到いたしまして、とても利用できる土地の面積では収容しきれない巨大な需要に達したわけでございます。このキャンプ朝霞に限りません、大口の米軍基地の返還跡地につきましても同じような事情がございまして、それぞれ三倍から五倍に上る需要が殺到してひしめき合い、担当の大蔵省といたしまして調整をつけようとしたとしても何とも收拾がつかない状態でございます。一方、跡地の利用は一刻も早く具体化、現実化いたしました、その有効な活用を図りたい、こういう立場にあるわけでございます。

そこで、本年の初めに大蔵省といたしましては、いわば関係者全員が譲り合いの精神のもとに現実的な解決を図る、こういう意味でいわゆる三分割方式なるものを打ち出したわけでございます。すなわち、一つの跡地が十万平米、十ヘクタール以上の大口のものに限りまして、その跡地の面積を原則として三等分いたします。第一の部分を地元地方公共団体に活用していくだく、第二の部分を国、政府関係機関で活用する、最後の三分の一は当面留保地といたしまして、五年ないし十年は凍結いたしまして、将来また新たな観点から関係者全員でその活用方法について協議しよう、こういう性質のものでございます。このように三分割いたしまして処理の促進を図るという基本方針につきましては、現在国有財産中央審議会の返還財産処理小委員会といふところで鋭意検討をしていました。次第でございまして、この方針につきましては、近い将来国有財産中央審議会から大蔵省へ答申をいただき、決定したい、こういう腹構えであります。

具体的にキャンプ朝霞につきましては、この大方針が決まった段階で具体的な処理が可能となるわけでございますけれども、しかしながら、日時を急ぐ都合もございますので、いわば基本原則の審議と並行いたしまして、具体的な跡地の処分についての実務者レベルでの検討も現在進めているわけでございます。埼玉県の地元関係三市及び東

京都の練馬区と、こういったところいろいろ具体的な張りつけ案を検討いたしておりまして、埼玉県の三市の場合は、それぞれ公園という具体的な御要望も織り込まれた形で、この三分割案を前提とした張りつけ案が現在煮詰まりつつある状況でございます。

そこで、ただいまお尋ねの公園にする場合、無償貸し付けてくるという法律上の規定がある点との関連でございますけれども、国有財産法第二十二条あるいは国有財産特別措置法第二条にございまます、それぞれ無償貸し付けてできるという規定につきましては、これは法文も、することができるとしてあるところからも明らかなるように、優遇措置の最高限度を規定したものでございます。これまでそこには河川改修の面から河道整備事業と一体的に整備されなければならないと思います。特に問題二条あるいは国有財産特別措置法第二条にございまます、それぞれ無償貸し付けてできるという規定につきましては、これは法文も、することができるとしてあるところからも明らかなるように、優遇措置の最高限度を規定したものでございます。これまでそこには河川改修の面から河道整備事業と一体的に整備されなければならないと思います。特に問題

は、河川という機能の第一義である洪水の問題を忘却するようなことがあってはならぬわけであります。あくまでも河川敷は洪水路としての危険度を考え、その上での対応に配慮することが必要であろうと思います。この点について河川局长のお考へをひとつ承りたいと思います。

○政府委員(増岡康治君) まさしく先生のおっしゃるとおりでございまして、河川はいわゆる一般の市民の自由使用をされるべきものでございますけれども、その以前にまず防災というものが生じた結果返還が実現したわけでございますから、公園に活用していくだく場合の優遇措置を最高限度まで適用するということはできないと、こういう取り扱いになつております。具体的にはキャンプ朝霞の場合でございますと、公園として利用していくだく面積の半分を時価で買取っていただきまして、残りの半分につきまして優遇措置を適用する。優遇措置というのは無償貸し付けでございます。

この関係は公園と同様に、小中学校の敷地につきましても同じような取り扱いになるわけでございまして、およそ優遇措置として無償貸し付けができるものにつきましては、半分が時価、半分が無償貸し付け、こういう扱いに統一いたしました。これはよその米軍基地の跡地につきましても同じように取り扱いで各地元地方公共団体間の負担の公平を図つてまいりたい、こういう考え方で進めているわけでございます。

○小谷守君 次に、用地の問題であります。河川敷、国有海浜地域については、その立地条件等から都市公園という手段よりも、国民ひとしく活動の場を備えた広域な緑地として活用することが必要であろう。今回の改正案では、淀川の河川敷を利用した淀川河川公園が国営公園として大規模公園化が図られ、現在事業を実施中で、一部オーブンされて利用されておるわけであります。このことは河川改修の面から河道整備事業と一体的に整備されなければならないと思います。特に問題二条あるいは国有財産特別措置法第二条にございまます、それぞれ無償貸し付けてできるという規定につきましては、これは法文も、することができるとしてあるところからも明らかなるように、優遇措置の最高限度を規定したものでございます。これまでそこには河川改修の面から河道整備事業と一体的に整備されなければならないと思います。特に問題

は、河川という機能の第一義である洪水の問題を忘却するようなことがあってはならぬわけであります。あくまでも河川敷は洪水路としての危険度を考え、その上での対応に配慮することが必要であろうと思います。この点について河川局长のお考へをひとつ承りたいと思います。

○政府委員(増岡康治君) まさしく先生のおっしゃるとおりでございまして、河川はいわゆる一般の市民の自由使用をされるべきものでございますけれども、その以前にまず防災というものが生じた結果返還が実現したわけでございますから、公園に活用していくだく場合の優遇措置を最高限度まで適用するということはできないと、こういう取り扱いになつております。具体的にはキャンプ朝霞の場合でございますと、公園として利用していくだく面積の半分を時価で買取っていただきまして、残りの半分につきまして優遇措置を適用する。優遇措置というのは無償貸し付けでございます。

○政府委員(吉田泰夫君) 前回の五ヵ年計画でも相当の河川敷を利用しまして公園の整備を行つたわけでございますが、都市内河川敷は非常に得がたい、しかも便利な場所にあって市民の利用にもおられるか、また洪水危険度に対処して、治水上から見た都市河川の整備体制はどのような進捗を示しておるか、都市局長と河川局长両方からひとつ承りたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 前回の五ヵ年計画でも河川でも事業化できるというものではないと思いますが、この五ヵ年計画期間において、どのような河川の高水敷について公園化を図ろうと考えておられるか、また洪水危険度に対処して、治水上から見た都市河川の整備体制はどのような進捗を示しておるか、都市局長と河川局长両方からひとつ承りたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 相当の河川敷を利用しまして公園の整備を行つたわけでございますが、都市内河川敷は非常に得がたい、しかも便利な場所にあって市民の利用にも供しやすい地理的な条件にもあることから、河道整備等と相ましまして、その高水敷等を利用した公園を今後とも努めてまいりたいと考えております。

○政府委員(吉田泰夫君) 具体的には、毎年度の地方公共団体からの個所を明らかにしての要望、これをとりまして漸次着手していくわけでありますので、五ヵ年計画全体整備等と相ましまして、その高水敷等を利用した公園を今後とも努めてまいりたいと考えております。

○政府委員(吉田泰夫君) 河川敷の利用は、先ほども申し上げましたように、まず一つには治水上の工事を明確にしての要望、これをとりまして漸次着手していくわけでありますので、五ヵ年計画全体整備等と相ましまして、その高水敷等を利用した公園を今後とも努めてまいりたいと考えております。

○政府委員(吉田泰夫君) あるいは利水上支障がないという場合と、二番目には河川の自由使用を妨げない場合、あるいは三つ目には河川及びその付近の環境を損なわない。

河川の敷地の利用を考えましたときには、やはり大河川の相当整備が進んだ川にのみしか適用できなかつておりまして、現在までの河川敷の公園化といふものはやはり直轄河川に大半が占められています。

ういう治水上の問題としての河道整備を行ふ、低水護岸を行ふ、従来よりは貯水能力がよくなるといふ、治水の効果があるというのがまず第一の採択基準になつております、したがつて、その公園をつくる場合でも、十分治水上のマイナスがないようにしようということで都市局と相ばかりまして、第二次五ヵ年計画には、いろいろと御相談した結果は、約千ヘクタール程度は利用できるのではないかかという数字がいま出ておるわけですがございます。

通達によつて、河川敷地は原則としてその占用は認めるべきではないが、「社会経済上必要やむを得ず許可する場合」には云々ということと、公園、緑地及び広場、一般公衆の用に供する運動場、児童生徒等が利用する運動場で学校教育法に規定する学校が設置し、管理するもの、採草放牧地その他これに類するもの、その他營利を目的としないもので、その占用の方法が河川管理に寄与するものについては許可するが、その他のものについては占用許可をしないものとするという基本方針を決められた。このような方針に沿つて、特に都市河川については河川敷地内の公園的な利用形態が多くとられてきておる。

一面、ゴルフ場として占用許可されておる場合もきわめて多い。このゴルフ場に対する多摩川等の開放計画について現在どのように対処しておられるのか、また河川敷地に対する開放計画の実施状況はどうなつておるか、具体的に河川局長から御説明を願いたいと思います。

○政府委員（増岡康治君） 本件に関しましては、かつて先生の方から御質問があつた経緯がござい

まして、建設省いたしましては、鶴岡大臣当時にこれを真剣に考えまして、いわゆる河川敷地開放四カ年計画というのを立てたわけでございます。これが特に問題になりましたのは多摩川でございまして、この四カ年計画を実施することになつてお間でこの計画を実施しようということになつております。

○小谷守君 これは四十八年の十一月にこの問題について私質問をして、当時の亀岡建設大臣でござりますが、現在までに開放いたしました面積は約十ヘクタールでございまして、引き続
きこの四ヵ年計画に基づきまして計画どおり開放させるつもりでございます。その他、荒川、江戸川等もいろいろ都市区間がござりますけれども、いわゆる準開放という形で逐次その方向に向かって実施しておるわけでございます。

から誠意のある御答弁をちょうだいして、その後方では大変御苦労だったと思います。ただ私、新幹線でそこを頻繁に往復するわけでありますから、あの鉄橋から見た限りでは一向に開放の様子がない。依然としてかたいかきねをつくつて一般の人は近づけぬ、特定の者がゴルフを楽しんでおる。いま河川局長からは非常に進んでおるという御答弁でありましたが、私も左岸右岸、全領域を見て回ったわけじやありませんから、ただ鉄橋の上からべつ見する限りでは一向にはかどつてない、こういうもどかしさを感じますが、もう少し具体的に御説明願えませんか。

○政府委員(増岡康治君) この開放計画は非常に苦労したわけでございまして、三つのゴルフ場がございますが、一つは裁判になるというような問題まで引き受けました。しかししながら、私どもはこの基本的な考え方方に基づいて計画的に進んでおることは間違いないでございま。す。ただ、その利用をどういたすかという問題は、これはいろいろの考え方があります。そういう

意味で、昨年九月に発足いたしました河川環境管埋理財団といふもの今までつくりまして、この跡地利用を考えようつあるいはまた、これを都民の立場、市民の立場、川崎市の立場いろいろござります。こういう方々の御意見も聞こうということです。ま現場ではいろいろ折衝を進めておる、勉強をしておるわけでございます。若干時間かかりますけれども、こういう研究機関もできましたし、それから市民の声を聞く、代表者の意見聞く場もありますし、もう少しお待ちたいといふうわざでございまして、着々と計画どおり私どもは進めておるという気持ちでございますが、開放されたからすぐ運動場になつたとか、公園になつたとかいう前に、やはり開放する一つのものが先行いたしますとして、後から順次追つております。もう少しお待ち願いたいと思っております。

○小谷守君 これはどうですか。あるプロ球団がわがもの顔に練習球場だということであそこに腰を据えておるというふうに仄聞しておりますが、これなんか開放計画の中に入つておりますか。

○政府委員(増岡康治君) 私企業が占用しております運動場というものがござります。これにつきましては昨年の四月から、一週間のうち三日間は一般の市民に使用させる措置をいたしました。遂に次——本当に言えば地方公共団体等へ私企業のもの移管をするいま啓蒙運動を実はつておりますて、そのワーンステップといいたしまして、一週間のうち三日なら三日は一般市民が使つんだ、こういうことはすでに一年前からやつておるわけでございまして、順次段階を置いてやつておるわけでございませんか。

○小谷守君 しつこいようですが、一週間に三日間、結構です。その中には日曜日が入つておりますので、すべてがそうとは申し上げられませんが、開放日は日曜日、水曜日、金曜日というの

○小谷守君　これは御苦勞は多いと思いますけれども、ひとつせひ関係の自治体とも開放後の利用計画を詰めていただいて、そして進めていただきたいと思います。御要望しておきます。

次に、公害防止、都市防災のための公園整備について伺いたいのであります。昭和三十年代以降の高度経済成長に伴つて、その地域性の有利性もありまして、太平洋ベルト地帯あるいは瀬戸内海臨海地帯に連携する各都市におきましては、社会資本整備の立ちおくれと人口、産業の過度集中を招来することになります。しかも公害集積地帯とまで酷評される都市形成が行われてきたわけであります。四十六年以來、千葉県市原市及び四日市市を手始めに公害を防止するための緩衝緑地の整備が実施に移されて、現在ではコンビナート地帯の災害、公害防止のための緩衝緑地が公害防止計画に沿つて実施されておりますが、都市計画並びに都市形成的貧困から発生した後追い行政というふうにも言われておる。特に工業地域と住居地域等との接点には公害防止、災害防止、環境保全の視点から緩衝緑地を設置することが望ましいわけであります。従来の公害防止事業団による緩衝緑地事業は、その規模、位置等については十分なものとは言えません。環境保全の立場からより積極的に緑地造成に取り組まなければならぬという考え方であります。都市計画行政を所掌する建設大臣としては、これにどのよくなお考へで臨もうとしておられるのか、まずひとつ承りたいと思います。

のは、当面とりあえず人の命の安全を図るために、避難する広域避難地、あるいはその中継基地としての中規模の避難地、あるいは避難地に至る避難路、それと、いまおっしゃいました石油コンビナート地帯その他の工場地帯と一般市街地を遮断するあるいは緩衝する緑地等のオープンスペース、こういったものの複合が何よりも大切な気がと
思っております。

の制度がございまして予算を伸ばしてまいりましたが、前国会に石油コンビナート等災害防止法が成立いたしましたので、石油コンビナート地帯と一般市街地を遮断する災害防止上の緩衝線地といふものも、従来の公害防止の緩衝線地とあわせまして都市公園の中にも取り込んで補助対象として今後大幅に推進したいと考えております。新しく五カ年計画でも緩衝線地の予算は他の種類の公園よりも大幅に伸ばしましたし、こういったことを通じまして都市防災に都市公園をフルに活用してまいりたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) いま都市局長から申し述べましたが、私のこの短い体験からいたしましても、たとえば高速自動車道に対するいろいろな住民の方の危惧の念とでも申しますようか、あるいはまた住宅団地ができることに対するいろいろな住民の方の隣接する工場地帯との危惧の念とでも申しますようか、そういうことが一つ一つ解決していくに当たりましては、それほんどうが緩衝緑地を多くして差し上げるとか、そこへ公園の機能を持たせ、もとより避難場所としての機能を持つわけでござりますから、そういうことがあらゆるトラブルを解消していくために一番役に立つておるという私は実感からも考え方として、そうした方向で物事を進めさせていただきたいと、このようについておきます。

助率の問題で先ほどお伺いしましたが、この都市公園の整備を進めるためには国庫補助制度の拡充強化を図ることが何としてもこれは必要である。現在の補助率は、都市公園法施行令十四条で、新設または改築に要する施設費二分の一、用地費三分の一と規定しており、今回の改正案の国営公園のうち、國の大規模公園については施設費が三分の一、用地費二分の一と予定されておりますが、また国庫補助対象事業の総事業に対する割合は、昭和五十年度は四〇%で、本年度も同様と言わわれておる。このような国庫補助率並びに補助対象事業の割合は、都市施設である街路、下水道整備事業に比較してきわめて低い補助率であります。都市公園整備が最も要請される大都市、中都市の市街化区域内において、高地価のところに現在の地方財政をもつて地方公共団体が多額の費用を捻出することはきわめて至難なことであります。公園整備の必要性を認識しながらも、事業を著しく制約することにならざるを得ないというのが実態ではないでしょうか。低補助率、低対象率をもつて地方公共団体の固有事務という範疇に考える公園整備をして、口先で緊急にして強力に推進すると申しましても実行は困難と言わざるを得ない。特に用地費に対しても補助率アップが何としても必要である。国庫補助対象事業の拡充強化が何よりも重要であると思う。さらに地方交付税の基準財政需要額の算定についても十分な配慮が必要である。

このような措置の改善が図られてこそ都市公園整備が諸外国に肩を並べる水準に達することになるであろうし、公害や災害の防除に貢献し、レクリエーション需要に対応するのであります。整備拡充が推進できる可能性を持つかどうかは、これにかかるておる。財政的措置の裏づけを欠くような五ヵ年計画であってはならない。特に都市の過密過大と、経済活動の高度化並びに公害、災害の発生の危険度の増大は著しいわけであります。大震災、大火災等に対応する脆弱な都市構造は、一朝にして多くの人命を失う危険をはらんでおる。

「そこで、くどいようでありますけれども、この財源問題についてもう一度大臣の御決意を承つて、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(竹下登君)　ただいまのいわゆる地震化はもとより必要とするものの、いろいろな過去の実績からいたしましても、いわゆる退避する場所、すなわち緑地、公園等々がその機能を果たしてきたということが何にもまさるものであったと。いうことは、先生の御意見のとおりであると私も思います。先ほども申し述べましたが、公園といふものは、言つてみれば用地を取得をしたことによつて八〇%のもうすでに成果を上げたと、こういう断定ができるほどのものでありますだけに、何とかこの用地確保のための補助率アップというのをしたい。そうして私が来る前でございまつたが、かなり強烈に前大臣、また役所が一体となつて、財政当局とも交渉をしたようであります。私も補助率といえば全体的なあらゆる公共事業に対する補助率の見直しを行つと、いふことを一般的には言つておりますものの、事この公園の問題につきまして、なかなか用地の問題につきましては、その事業費等のぐあいを勘案をいたしまして早急に勝負——勝負という言葉は、政府部内でお互い勝負するのはおかしいのでありますけれども、それが実現のために努力をしなければならぬ、これが私に課せられたある意味においては新しい予算編成の際等においては最重要な使命ではなかろうかと、いうふうな認識に立つておる次第であります。

○増田盛君 都市公園法並びに整備緊急措置法に關しまして、若干の点で御質問申し上げますが、事柄の性質上、すでに前の小谷議員の質問の中と内容が重複する点もあると思いますから、また若干の重複はやむを得ないと思うのでござりますが、そういう点では、お答えになる場合には簡潔に要点だけひとつお答え願いたいと思います。念を押しましてさらにお聞きする点もございますので、お含みの上にお答え願いたいと思います。

まず第一は、先ほども触れておられましたけれども、出発点でありますところの問題、すなわち現行の第一次都市公園等整備五ヵ年計画を一年間繰り上げられるわけであります。これは恐らくいろいろ予算上の制約その他統一方針がございまして、しつばと先の方を合わせるというような便宜的な手段もあろうと思しますけれども、公式的にはその理由です。どうして改定しなければいかぬかといつその理由、それをはつきりお示しを願いたいと思います。これは大臣にひとつお願ひいたします。

○國務大臣(竹下登君) 都市公園の整備に対する新たななる社会的要請とでも申しましようか、一つには、生活環境の一層の改善、特に児童の交通事故防止、コミュニティースポーツの振興、都市綠化対策の推進等のための公園、綠地の整備を促進すること。それから二番目には、先ほど来議論しております公害、災害の防除を図るため、公害防止計画に基づく緩衝緑地の整備を促進することともに、新たにコンビナート地帯等の防災緩衝緑地の整備を推進するほか、大震火災等における避難地としての公園、避難路としての緑道を緊急に整備すること。三番目には、増大する広域的レクリエーション需要に対処するため、国営公園、レクリエーション都市公園等の大規模公園の整備を強力に推進すること。(この三つが主として近時のみに指摘をされておるところであります。こうした社会的要請に対処して都市公園の整備を緊急かつ計画的に行いますためには、現行五ヵ年計画の計画内容では社会的ニーズというものに追いつ

くことができなくなつた、だから新たなものをつくつていこう、こういうことあります。
それと、先ほど申し上げましたとおり、從来高
度経済成長下にあつては各種公共事業を五ヵ年計
画も三年で切つて、また新たなる五ヵ年計画を立
てていくと。それは財政需要もそれに対する背景
が整つておつたと。だから、これからは財政需要
がそういうふうな整い方をしないにもかかわら
ず、これだけは一年ちゃんと切つてもでも社会的
ニーズに対応していこうという政治姿勢のあらわ
れの一つであると、このように御理解をいただけ
れば幸いります。

○増田盛君 そこで、今回の第二次整備五ヵ年計
画についてであります、先ほども触れられまし
たけれども、もう一度実施目標と事業量の具体的
な内容に関しまして明確に御説明願いたい。特に
その場合に第一次五ヵ年計画との相違点、たゞい
ま大臣から理由として三つの点を挙げられました
けれども、そういう点も含めまして、とらえまし
て、第一次五ヵ年計画とどこが違うのかという点
を具体的にひとつ御説明願いたい。

○政府委員(吉田泰夫君) 第一次五ヵ年計画の目
標は、現在都市計画区域内人口一人当たり三・四
平方メートルの公園面積を五ヵ年間で一万四千四
百ヘクタールふやしまして、一人当たりに換算
して四・五平方メートルまで高めよつというもの
であります。このために地方公共団体の行う単独
事業も含めまして総額一兆六千五百億円、うち予
備費一千百億円といつ投資計画のもとにこれを推
進しようというのが第二次五ヵ年計画の内容であ
ります。

前回の第一次計画との主要な相違点は、まず新
たに国営公園を法律に基づく制度的なものとして
取り込んだこと、それから防災のための緩衝緑地
を昨年のコンビナート防災法に基いて新たに項
目として追加したこと、それから緑道というもの
を、従来もやつておりますが、独立した項目に
打ち出したこと等でござりますが、中でも補助対
象の割合、これが從来平均して四〇%でありまし

たるもの減を図る。場合によっては、○増設、○幾ら間隔を隔たる。先ほどの場合に限らず、現状をうながすが、ただそれで度は、せまである。○政は、一億円の事務の割合を計画したの肩のいかない事業のこと事業低い

市公園の特別の項目を立て、市町村については七五%、都道府県についても七〇%の充当率という地方債計画となつております。その他地方交付税あるいは都市施設に充てられるべき都市計画税といふようなものがございまして、また、公害防止のためあるいは災害防止のための緩衝緑地につきましては一部企業負担も取りますほか、公害防止事業団が担当する場合の公害防止事業団に対する財投資金の手当でもあるわけでございます。

○増田盛署 大体はわかりましたけれども、どうも何度も聞きましたものその点が不安な点でございまして、もう一度くどいようござりますけれども、この補助の問題に関しまして、つまり今回改正いたしまして補助対象率は、大体対象率といいますか対象の範囲が四〇%から四八%でありますか、これに拡大したこととそれから補助率の点を施設の方が一分の一で用地はたしか三分の一でございますね。この数字をかみしめてみると、どうも私は低いのが大きな原因になりますて、この事業の前途に対していくろいろ制約を加えるんじゃないのかといふふうに不妥要因に思われてならないのであります、将来これはどうされるのか、本年度の予算はそれで仕方ありませんけれども、将来少し先の方を見通しされましてどのように措置されるのか、これは大臣からひとつ御決意を承りたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 先ほど小谷委員にもお答えをいたしたところでありますが、率直な感じといたしまして、確かに用地取得そのものが公園事業完成の八〇%の役割りを果たすものであると、私もそのよつた認識の上に立っております。ところが、その用地そのものが三分の一の補助率であります。これに対しては横並びでいろんなことが考えられて、たとえば義務教育諸学校の用地取得に関する補助率とか、そういうものがもとより参考になるもの、基準としてひとつ参考にしながらねものであるとは私も思います。しかし、事の緊急性からこうして一年繰り上げて新しく五年計画をつくって国民のニーズに応じなければ

ばならないという限りにおいては、私は補助率は必ず勝負しなきやならぬ時期があると思うんです。ただ、これがいわゆる繪体の五カ年計画の中では、言ってみれば補助率が上がればそれだけ事業量が減っていくんじやないかという兼ね合いの問題があるわけありますので、その辺、時と所を得て、部内で十分協議をした上で私は財政当局と、そうしてまた今度こうして御審議いただいている国会における意見を最高の私のいわばプレッシャーグループとも申しますか、応援団といふうな理解の仕方をさせていただいて努力をしてみたいと、このように思つておるわけあります。

これは先ほどお答えするのがいかがかと思いましたが、ひとつちなみに、この間も実は河川管理財團の皆さんといろいろ協議しまして、たとえば、これは全くたとえばの話でございますが、いま税金として、利用税等として強制することはできないにしても、私もゴルフをやる一員でございますが、そういう縁の中の恩恵に浴する者が善意の発想の中で、このクリーンフリーの上に幾らかずつプラスして、これを河川管理財團の方で扱つて、あるいは受けざるをどこにするかというのいろいろな議論がございますが、そういうことも財政の一助にできるんではないかというような議論もつい先日いたしまして、きょう河川局長が、ここへ来るときに、まだ数が全部調べられておりませんが、きょうそういう答弁をなさいまんようと、いう話でございましたけれども、そういうことを考えたりいろいろ工夫をしてみなきやらぬと素直に私もそう思つております。その事業費との兼ね合いでいうものについて、経済社会計画の概案の中に占めるこのシェアというものは、また公園事業というのは百兆円の中で見れば非常に少ないわけでござりますので、私は工夫していくべきは、いわゆる何でもかんでも特別扱いという言葉は差し控えなければなりませんけれども、国民のニーズにこたえ得るまたわれわれも工夫していくかなきやならぬし、そういう構えでこの国会の

御発言等を私どもの背景に感じながら、いつの日かこれは勝負しなきやならぬといつぶつに私も考えておるところでござります。

○増田盛君 ゼひひとつ御研究願いたいと思います。それから都市公園の用地の確保、これが最大の問題にならうかと思つてありますけれども先ほどいろいろ考えられる対象地のうちでも河川敷に關しましては小谷委員から詳しく質疑がございました。

〔委員長退席、理事坂野重信君着席〕

そこで、さらにそれに関連してお尋ねしたいのありますけれども、河川敷は大変問題になつております。これが非常に有望な対象地でありますことはもちろんでございますが、そのほかに国有地、公有地がいろいろあるわけであります、たとえば東京なんかに即しても少し具体的に国有地、公有地、こういうところをやりたいんだと、そういうふうに活用のひとつお考えがございましたならば具体的にお示し願いたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 前回の五ヵ年計画でも国有地を約千ヘクタールほど活用しておりますし、今回の五ヵ年計画におきましても国有地としてその程度は確保したいと予定しているわけであります。東京あたりは一番公園の需要が高く、一人当たりの面積も少ないとことから、今後公園の大額な整備が必要な地域でありますけれども、一方地価も高いし、なかなか場所が見つからないということでありまして、しかし、買収する気になれば工場跡地等のかなりまとまった土地が江東地区を始め都内相当ござります。東京都でもかなり熱心にそいつた跡地に先行的な投資をいたしました。まず用地を確保しておくということを行つておりますし、あるいは大規模な再開発事業などの準備のために、そいつたまとまって移転する跡地を都市開発資金等を活用していち早く買収しておくというようなことをやつております。

〔理事坂野重信君退席、委員長着席〕

その他、これも先ほど来お話を出ました基地の跡地であるとか、研究学園都市への移転跡地であるとか、土地そのものはあると思うますが、必ずしも地元公共団体が希望するようなすべて無償貸し付けを受けられるかという問題もありますので、個々の場所につきましては、私ども公共団体側の要望を代弁して、そういう国有財産管理当局にも強く申し入れ、どうしても必要な場所については公園として活用できるよつな努力をいたしました。

○増田盛君 大体わかりましたけれども、それに関連しても一つ私有地ですね、民有地。これは民有地に対しては考え方としてはどうなんですか。もう最初から高くて手に負えないから、余り考えないという、用地の対象から外すというとありますけれども、かつこうは入れたことにしておきまして、実際は考えていないということでおざいますか、それとも民有地でも何かの方法で考へるというお考へですか、その点をはつきり……。

○政府委員(吉田泰夫君) やはり何と申しまして必要な公園面積の大部分は買収する計画でありますか、それで民有地でも何かの方法で考へるというお考へですか、その点をはつきり……。

○政府委員(吉田泰夫君) やはり何と申しまして必要な公園面積の大部分は買収する計画でありますか、それで民有地でも何かの方法で考へるというお考へですか、その点をはつきり……。

○増田盛君 大体わかりましたけれども、それで今度の新しい五ヵ年計画、第二次五ヵ年計画におきますが、その割合は買収面積に比べればその一部までありますから、さらにこれを広げまして、環境も格段によくしていくという必要があるうとおもいますが、その割合は買収面積に比べればその一部までありますから、その点をはつきり……。

○政府委員(吉田泰夫君) やはり何と申しまして必要な公園面積の大部分は買収する計画でありますか、それで民有地でも何かの方法で考へるというお考へですか、その点をはつきり……。

○増田盛君 大体わかりましたけれども、それで今度の新しい五ヵ年計画、第二次五ヵ年計画におきますが、その割合は買収面積に比べればその一部までありますから、さらにこれを広げまして、環境も格段によくしていくという必要があるうとおもいますが、その割合は買収面積に比べればその一部までありますから、その点をはつきり……。

○政府委員(吉田泰夫君) 公園は、全国的にどういった場所においても各種の大小取りませた公園が必要だと思いますけれども、たとえば大都市地城とその他の地域に分けて考えますと、大都市地

域では、まず何といつてもオーブンスペースを確保して生活環境を改善するということ、大震災等における避難路、避難地としての公園というものがどうしても緊急ではないかと、さらに大都市地の中でも比較的外縁部の新しく市街地としましまして、住区基幹的な公園を整備していくことにならうかと思います。

一方、地方都市あるいはその周辺部を考えますと、これは今後の日本の大都市圏の過密を抑えるために、非常に地方都市で人口を受け入れなければならぬという大きな使命を持つております。そのためには、特に地方都市の魅力の一つとして、土地も水も空気も豊かであるというところが一番根本でありますから、大都市よりも現状においても都市公園は多いわけですが、さらにこれを広げまして、環境も格段によくしていくという必要があるうとおもいますが、その点をはつきり……。

○政府委員(吉田泰夫君) 公園の基本的な使命は生活環境の改善ということかと思いますけれども、特に大都市地域、密集市街地におきましては、大災害の際にとにかく人命を守るという避難地としての役割が非常に大きくクローズアップされなければなりません。現在、たとえば東京都においては江東地区が最も危険な場所であるとの構想のもとに六カ所の防災拠点をつくる。その手法は主として市街地再開発事業の手法をとりますが、その事業によって高層のビルで囲みました中には大きな広場をとりまして、これを平素は公園として活用できるようにしておく。公園の一種でありますから、都市公園の予算も投入できるというよなやり方をやつております。そういうふうに周囲にも供せられる公園もぜひとも必要であるうつ。もちろん地方部におきましてもコンビナート等もあります。しかも都市内にもあるいは市街地内にも小規模といえども公園はある程度必要ですから、そういふところは相当地価が高くてあえて買収をしておきまして、今回お願いいたしておりますため、広域レクリエーション都市といつたものもブロックごとに適切に配置していくことにいたしました。

三大都市地域は特に危険だということで、中央防災会議におきましても緊急に防災対策の事業計画を立てております。現在は一応静まっておりましたが、川崎、横浜地区などにおきましても、地元公共団体は真剣に防災遮断帯としての公園及び広域避難地としての公園の計画を具体的に立てて建設省に持ち寄つて来ておられます。こういった要望には最優先にこたえて市民の不安を一掃したい。ただ、一掃するといいましても、なかなか地域も広くござりますので、どうしても最も危険そうな場所から手がけていかなければなりませんが、完全に完成しないでも、事業途中においてもそれなりの効果を發揮するというような段階的な整備のやり方などもあわせまして、今後大災害対策の中に公園事業を大幅に取り入れていくつもりであります。

○委員長(中村波男君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時四分開会

○委員長(中村波男君) ただいまから委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○上條勝久君 午前中の小谷、増田両委員の御質問に閑遠をいたしまして、一言だけ要望と申しますが、私の考えを申し上げておきたいと思います。

首都の市街地における政府関係教育研究機関等の適地移転についてお話をありましたが、このことは昭和三十八年の閣議了解並びに昭和四十五年の筑波学園都市建設法の二つで、それぞれ方針が決められ、また実際に建設が始められたと思ふんです。ですが、この目的は、この東京都の市街地の中にある政府関係の教育研究機関等で適当な環境のいいところへ移転しても差し支えないというものであれば、これを教育研究にふさわしい

環境の適地に、それにふさわしい都市建設をして、そこへ移転をする。そのことによつて市街地における人口の緩和を図つてまいる。過密東京の対策の一環に資するということが私は聞議了解の、本文にはどう書いてあるか知りませんが、政治的な判断はそこにあつたと了解をいたしておる一人でござります。

そのことはいま申し上げました筑波学園都市建設法の第一条の目的の中にも明らかになつておるわけでありまして、いまもし、大蔵省から午前中にお話がありましたら、そつうことで現在ある移転前にあつた施設以上に人の集まり出入りがあるというようなことになりますると、これは私は全く何のために移転をしたかわからないという結果にも相なるわけでありまして、どこまでもやはり強い政治的判断で、その跡地は午前中にもお話をありましたように、なるだけ公園、緑地等の用途に強い姿勢でこれを転用してまいるということですが私はこの本旨に沿つゆえんではないかといふうに確信をいたしておりますので、せひひとつ建設大臣、非常にまあ実力ある大臣でもいらっしゃるわけでありますから、どうかひとつ事務的な判断じやなくて、当時の事情あるいは学園都市建設法等の立法の趣旨等を十分御勘案いただきまして、財政当局に対して強い姿勢でひとつそれを含めて公園全体の事業の促進に資していただきますように、重ねて大事なことでありますからこの機会にお願いを申し上げておきたい、かよつて存じます。よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(竹下登君) 私も恐らく聞議の口頭了解がなんかであらうかと思います、昭和三十七、八年でありますか。したがつて、その内容を定かにはいたしておりませんが、この他のいわゆる米軍の返還用地とかそつしたものと趣を異にして、筑波学園をつくるために疎開をした跡地について、その筑波学園へ疎開するものが実存しておるとき以上に過密状態からして生活環境が悪化するようなことがあつてはならぬ、これは私もそのとおりだと思つんであります。したがつて、跡地利

用会議を今日開いておりますが、われわれがそれが利用に際して最も強力に意見を申し述べる背景にそのことはなるであろと私も理解をいたしますので、御趣旨に沿つて努力をいたしたいと、このように思います。

○上條勝久君 ありがとうございました。

○矢原秀男君 都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案に對して質疑を重ねたいと思います。

午前中も先輩委員から質問等がございました。重複する点があるうかと思ひますが、極力避けていくつもりでござりますが、重複した場合には簡単で結構でございますから御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、この法律案について基本的なことを若干お伺いしたいと思ひます。申すまでもなく、潤いのある都市環境を創造するということ、これはまあ都市公園、緑道の果たす役割りといふものは非常に大きいと思ひます。その効果は都市生活環境、公害、災害の防止、レクリエーション需要の樹立、人間性の回復などはかり知れないものが、あらうかと思ひます。そこで、まずこの都市公園、そつして緑の道、すなわち緑道の整備促進についての大臣の基本的な御決意というものを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 矢原委員にお答えをいたします。

この都市公園、緑道の整備促進についての建設大臣としての決意は、まさに矢原委員がその必要性をお説きになつたそのまんまの言葉でもつて私はその決意としたら一番適切であると、まあ率直に思つてあります。午前中にも申し上げましたが、こうした社会的ニーズの多様化あるいは変化に対応いたしまして、このよくな五カ年計画をまあ最終年度を待たずして新たに踏み切つたと、こういう減速経済下にあって、そうしたことは政府としての姿勢の一つではなかろうかと、このようになります。

適当な機会でござりますから、実はこれは私な

りに考えてみまして、五ヵ年計画というような長期計画の策定の方法には大体三つあると思われるわけであります。すなわち、基本的な計画法とかいう法律がございまして、そして継続的に五年ごとにその計画を新たに設定していくという考え方、それからいま一つは、まさに御審議いただきております法律がそつなつておりますごとく、緊急措置法として社会的ニーズに対応していくという五ヵ年計画のあり方、それからいま一つは、あるいは海岸でございますとか、あるいは直接関係のない計画でございますが、第四次防衛計画とか、そういうふうに国防会議等の議を経て閣議決定をしていくという三つがあろうかと思うんであります。私はこの法律を拝見さしていただいたときに、むしろ恒久法があつて、そしてその社会的ニーズの中で五ヵ年計画が継続的に設定せられていて、しかもその中に補助対象の拡大とかいうようなものはその都度の法律改正でやればいいわけでござりますから、そういうことがむしろ私は望ましい法律体系ではないかということを実はその五ヵ年計画全部についておきらいをしましたときに感じたのであります。その考え方も、私は一つの考え方になつておりますんでした、この法律は緊急措置法になつておりましたけれども、まあ本日のいろいろな御議論を聞いたり、いまの矢原委員のお話からいたしましても、あるべき法律の体系の姿としては本来はそういうものであつてもいいんじゃないかな、こういう感づら感じておりますので、これはまことに脱線いたしましたが、参考のために所見の一端として述べさせていただいた次第であります。

年四月の附帯決議ですね、これについて概略的な報告をお願いしたいわけですが、時間の点もございますので、パーセンテージで、四十七年四月のこの問題については大体何パーセントくらいでございましたと、一〇〇%なら一〇〇%でもよろしいですが、簡単にお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 四点というのは、国有地の活用を図る等、用地の取得に特段の措置を講ずること、それから都市内の河川敷地の占用区画更新に当たって、優先的に公園、緑地等として一般公衆の利用に供するよう努めること、それから補助対象範囲の拡大、補助率及び借債充当率の引き上げ、それからレクリエーション都市において、認可会社の構成について相当の企業等の参加を求めるとともに、その出資比率の均衡を図るよう指導することという四点であります。それそれに私どもかなりの程度実現してきていると思いますので、まあパーセントと言われましても、自画自賛になりますが、七、八〇%は達成したんではないかと考えております。

○矢原秀男君 公園等の整備の現状でござりますが、大略で結構でございますから、整備の個所数、それと面積を大まかで結構でござりますから、種別的に伺いたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 五十年三月末の現在で、全国で一万八千カ所、三万ヘクタールございまして、これは一人当たり二・二平方メートルに当たります。一番多いのは、数としては児童公園、近隣公園、地区公園等を含む住区基幹公園であります、一万七千カ所、面積で七千七百ヘクタール、都市基幹公園が八百七十四で、一万一千三百ヘクタール等々となっております。

○矢原秀男君 都市公園の整備目標についてでございますが、いま御報告もいただいたわけでございますけれども、都市公園法施行令の第一条では、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準を六平方メートルと定めておられます。現状は、いま御報告もいただいたわけでござりますけれども、

太体いつころをめどにこれを達成されるのか、こらへでございますけれども、ひとつ。

○政府委員(吉田泰夫君) 現時点を推定いたしま

トるまでの間には満額達成すれば四・五平方メートルまでいく。施行令に書かれました六平方メートルというのを持っておりまして、これは現在さなればなりませんが、私ども建設省の中で長期構想というのを持つております。これは現在経済情勢の変化に伴つて見直し作業中ですから、恐らくは現行長期構想はスローダウンせざるを得ないと存じますけれども、それを考えましても、たゞに五十年代には達成できるものと考えております。

○矢原秀男君 都市公園の整備の現状については、私の調査でなく建設省自体の調査から見ても、六平方メートル以上と一人当たり定めていらっしゃいますが、四十七年から五十二年度の五カ年計画を策定されましたときに、五カ年計画の最終の五十二年度末までには一人当たりの面積を約四・二平方メートルの水準を確保すると、こういうふうにすれがありながら、今度は、昭和六十度においては一人当たり九平方メートルの公園を確保すると、こういうふうに建設計画では非常に不安を感じるわけでござりますが、いま御報告を受けておりますと、三・四でござりますね。こういうふうにすれがありながら、今度は、昭和六十度においては一人当たり九平方メートルの公園を確保すると、こういうふうに建設計画では非常に不安を感じるわけでござりますが、いま御報告を受けておりますと、三・四でござりますね。こういうふうにすれがありながら、今度は、昭和六十度においては一人当たり九平方メートルの公園を確保すると、こういうふうに建設計画では非常に不安を感じるわけでござりますが、いま御報告を受けておりますと、三・四でござりますね。こういうふうにすれがありながら、今度は、昭和六十度においては一人当たり九平方メートルの公園を確保すると、こういうふうに建設計画では非常に不安を感じるわけでござりますが、いま御報告を受けまして、三・四でござりますね。こういうふうにすれあります。

○矢原秀男君 私は、いろんな問題点を諸外国といろいろ比較をしますときに、先進的な豊かな資源の国であるとか、大きな土地を抱えておるところとか、そういうふうなところとは常に比較はしたくないわけでございますが、やはり歐米と比較が、こういう点もう一度、これは私が敬しいデータを持ってやるんではなくて、建設者が過去のいろいろなデータの中で、できるであろうということを設定をされて国民に公表されていらっしゃるわけですが、私はそれがいいものであろうと非常に期待をするんですけど、今までできて

四、その半分としても五平米少しになるわけでございますので、こういうふうな点をお伺いしたくも一度、できるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 六十年におむね九平米まで持つていただきたいというのは、九平米というものは欧米諸都市の約半分ということでおざいます。せめてそこのところまで持つていただきたいとい

うのが、昭和四十年代につくられました建設省独

自の長期構想の目標であつたわけです。当時は高度成長もいたしております。公園にも非常に大きな伸びが期待できるのではないかという希望的観測も含めて非常に大きな目標数值をとつたわけですが、さて五十年から五十五年までのこの第二次の五カ年計画が現実にセットされると、五十五年でようやく四・五平米というところでありますので、六十年には先ほど申し上げましたように六平米は超えますけれども、九平米という数字にはとうてい到達できない。それに到達するにはさらにまだ数年を要するんではないかと考えております。経済の鈍化と用地費、工事費の大幅なアップが予期せざる事態となりましたので、ひとり公園に限らず、あらゆる公共投資がどうしても從来の計画よりは下回る。しかしながら、その中で公共投資分配のウエートを高めて、何とか国民の生活基盤というものはおくれながらも、著しくおくれをとらないよう努めています。

○矢原秀男君 私は、いろんな問題点を諸外国といろいろ比較をしますときに、先進的な豊かな資源の国であるとか、大きな土地を抱えておるところとか、そういうふうなところとは常に比較はしたくないわけでございますが、やはり歐米と比較をする場合には、日本と同じような面積の国土、そういうようなことをいつも焦点に合わせるわけですが、私はそれがいいものでありますけれども、イギリスのロンドンにしても「十二・八平米でござりますから、これは相当努力をしておられます。それでも公園がより一層必要になるという点を考えれば、最終目標としては、できれば二十平米、つまり歐米並みぐらいには持つていただきたい。まあこれは相当期間がかかりますが、努力目標としておられます。

○矢原秀男君 この点、大臣にお伺いしておきましたが、イタリアの場合には十一・

れており、六十年度は九平米と、まあこういうふうに言われているんですが、非常に目標という言葉が出されておりますので、この目標が実現できるのか、あくまで目標としてこの実現の可能性を求めていくのか、そういうふうな点、大臣に明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 矢原委員の御質問でござりますが、明確に答えると、こういう前提であります。まあ率直に言つて非常に明確に答えにくい問題であります。まことに残念なことであります。で、この百兆円のいわゆる概算というものが、私は、秋に設定されると言われております三全総の中で大きく変化があるということは私も期待するわけにはまいらないと思つわけであります。したがつて、その時点に立つて、この長期目標でおよその、昭和六十年、あるいは六平米はたとえば昭和五十八年までにできますとか、そういうことがまあ言える状態には三全総の確定を見ないと言い得ない課題であります。ただ、いま都市局長も申しておりますように、この法律自身に標準を定めておる、こうした法律は比較的のまれでございます。したがつて、私はそこに設定された当時からの政府の政治姿勢というものが明記されておったと思うんでありますけれども、これは高ねの花とは申しませんけれども、達成可能な目標であるということを申し上げる状態に残念ながらないということを素直に申し上げなければならぬではないかと、このようになっております。

○矢原秀男君 本当に大臣の実情を踏まえた率直な御答弁でございまして、本当に私も聞きながら、いろいろの数字的な目標達成についてはありますけれども現況の事情、非常に大変だということがよくわかります。ひとつしつかりがんばっていただきたいと思います。

引き続いて、都道府県の大都市別都市公園整備の概況を全国的にいま私データを見ておりまして感じますんでですが、全国平均の三・二平方メートルを下回っている都道府県が二十六県、局長、あらわでございます。で、特に低い一平方メートル

ル台のところを拾つてみると、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、滋賀県、沖縄と、六都県あるわけなんでござりますが、こういうところについて第二次五カ年計画及び五十一年度の予算ではどのように配慮をされていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君)　いま御指摘になりましては、全国平均に比べても著しく低い水準にある都道府県につきましては、やはりおくれている分をできるだけ早く取り戻せるように私どもも考へているわけであります。五カ年計画の個々の個所づけは毎年度行つわけですが、一般的的な考え方としては、五カ年計画の中においても、また五十一年度予算の配分においても、その現在の水準の低さというのも十分考慮に入れて平均に近づけていくという方向を目指したいと考えております。

○矢原秀男君　いま申し上げた府県以外も非常に全般的に少ないわけですから、そういう点配慮していただきたいと思います。

それから現在都市公園の総事業費に対する国費の割合というものは、いろいろと年前にも質疑が交わされました。大体一八%なんですね。で、残りの大部が地方の負担になつているわけでござります。これは他の都市施設でも、街路や下水道に比較して国費の比率が低いということはすでにデータには明らかに出ております。こういうようなことが都市公園整備をおくらしている原因になつてゐると言つても過言ではないと思つわけですが、具体的なことを申し上げたいと思ひます。ですが、昨年の九月、大阪府の茨木市議会が建設大臣あてに出した「公園整備事業についての陳情書」でござりますけれども、一つは、都市計画公園における管理棟、地下通路に対しても補助対象としてほしい。第四点は、児童公園の用地費に対する補助対象を拡大してほしい。第三点は、

都市計画公園の施設費に対する補助の基準を見直し、超過負担をなくしてほしい。こういうふうに要望をしておるわけでござります。

これらの要望については、茨木のみならず、すべての地方公共団体の切なる声なき声の要望であろうと思ひますけれども、予算編成並びに第二次五ヵ年計画策定の過程でどう配慮されていらっしゃるのか、また、こうした地方公共団体の要望を大蔵省並びに自治省はどのように受けとめていらっしゃるのか、あわせて伺いたいと思います。

午前中も御質問等がございましたが、改めてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 第一点の管理棟、地下通路に対しても補助対象にしてもらいたいという点につきましては、管理棟は公園の効用を直接發揮するそういう性格のものでないところから、従来は補助対象にしておりません。五十一年度予算でも同様であります。非常に要望は強ござります。ある程度以上の規模の公園になれば管理棟というのは管理上ぜひとも必要なものでもありますし、私どももこういった要望につきましては今後の機会に十分検討いたしたいと思います。なお、地下通路と申しましてもいろいろ形態があると思います。一概に申せませんが、中身の内容によりましては現在でも補助対象となし得るものもございます。具体的な設計等を見て判断することにいたしたいと思います。

児童公園の用地費に対する補助対象面積を拡大することにつきましては、現在原則として一定面積で用地費については補助対象を打ち切つております。これは公園全体の補助対象割合の問題もあります。児童公園という一番小さな規模の公園のことでありますから、用地費について歛どめなしにすべてを補助対象にするのもいかがかといふ観点からとられてきている問題でございまして、第二次五ヵ年計画におきましても、その考え方は原則としては変えられないものと考えます。

次に、公園の用地費に対する補助率を引き上げることにつきましては、けさほど来大臣も申され

たとおりでありますて、私どもも用地費の三分の一というのにはいかにも低いと思いますが、全体の公園事業をまだ大きく伸ばしていわば一人前の中規模に持っていくこととの兼ね合ひの問題があるのですから、私ども全面的に用地費を引き上げるということはなかなかむずかしいし、考えなきやならないことではないだろうか。しかし、市街地の中で防災対策上重要な公園が多くあるわけでござりますが、こういった人命にかかるような問題、そういう効用を持つ公園というようなものに仮に限るならば、これは相当の迫力をもつて要求できるのではないかという気持ちを事務的には考えております。

それから公園の施設費に対する補助率は現在二分の一ですが、これを三分の二に上げるということにつきましては、やはり用地費の補助率といふものがますもつて先決であろうと思ひますので、まだ現段階、この小さい規模の計画の段階では考えにくいであります。また、都市計画公園の施設費に対する補助基準の見直しということにつきましても、別に標準単価システムをとつているわけではありませんが、およその施設の水準といふものと考えて、標準的な水準以上のものをどうしてもつくりたいという場合には、そこまでの補助対象はできないということを從来やってゐるわけでありまして、これはいわゆる超過負担の問題とは別でありますので、これもおっしゃる内容によるんですけれども、もし相当高度な高級なものを使ってそれを全部補助対象にしろと言わればしても、やはり全国的なバランスもあり困難ではないか、こう考えます。

○説明員(西垣昭君) いま都市局長からお答え申し上げたよなところでござりますけれども、あえてつけ加えますと、私どもも地方財政が非常に苦しい現状でございますので、国費率を少しても上げてほしいという地方の要望についてよく存じておりますけれども、国の財政も非常に苦しい状態でございます。それと、まだまだ整備水準を上げなくちやならないという意味で事業量をふやして

いくという要請も非常に強いということを考えますと、国費率を上げていくということにつきましては慎重に臨まなくてやならないというふうに考えております。

○説明員(豊住章三君) 公園事業につきまして、他の公共事業に比べまして地方負担がかなり多いわけでございますが、この点につきましてはやはり補助対象あるいは補助率、そいついた問題との関連もあるわけでございますが、自治省としましては、昨年も用地あるいは建物等につきまして補助率を上げていただくようには要請はしているわけでございます。なお、それらの措置と関連いたしまして、自治省ベースでは起債、交付税等あわせまして適切な財源措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○矢原秀男君 都市公園施行令の第十四条では、管理棟、そしてまた、いま私が申し上げておりますが、交通禍を避けるために公園に入るための地下道路については補助の対象には実際なつておりません。

○政府委員(吉田泰夫君) 都市公園の施設についての補助対象は相当範囲のものがすでに含まれておりますが、その考え方としましては、公園の機能を發揮するために直接必要な基幹的なもの、将来についても、政令の改正をこの点については行う用意があるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 都市公園の施設についての補助対象は相当範囲のものがすでに含まれておりますが、その考え方としましては、公園の機能を発揮するためには、交通禍を避けるために公園に入るための地下道路については補助の対象には実際なつておりません。

○矢原秀男君 ゼひお願ひしたいことは、私も市会や県会において交通関係を研究させていたがございましたが、警察関係いろいろと打ち合わせをしておりました。学校における事故よりもおうちに帰つてから遊んでいる子供さん、お年寄りも一部入りますけれども、非常に交通事故が多いわけです。では、交通事故を防止するためにはどうしたらいいかということになると、いま地方自治体では公園をつくらなくちやいけない。ところが、公園と道路が途中を全部分断しておりますので、その公園も実際はいま現状を申し述べていただきたいように十分ありません。どうしても道路で遊んでいく、ボールが飛んでいく、そのまま公園ができる、子供さんが集まっていく、それを追っかけていく、車がそこへ通つてくる、こういうふうなことで、おうちに帰つてからの事故というものが非常に多い。こういうことで、たまたま公園ができる、子供さんが集まっていく、それを分断するのはやはり車でございます。だから、

く検討していただきたいと思

います。

○國務大臣(竹下登君) ただいまの御質問にお答

えいたします前に、先ほど都市局長、それから大

蔵、自治省から御答弁がありました中の中連

性として、都市局長が申しました、いわゆる用地

費に対する補助率の問題、もとよりこれは要望の

多い事業量との問題の兼ね合いであります。

○説明員(佐藤太洋君) ただいま大臣から御答弁

申し上げたとおりでございますが、農林省といたし

ましては、これは国有農地の売り払い代金につき

ましては自農農創設特別措置特別会計法という法

律があります。この規定によりますと、売り払い

収入は同会計の歳入として計上しまして、改めて

新しく農地等を買う場合の買取代金等に充てるこ

とにになっております。また、取得原価を超えて売

り払いがなされました場合には、同法の定める算

式によりまして一般会計に繰り入れることになつ

ておりますので、特定財源的な目的で利用するこ

とは困難であると考えております。

○矢原秀男君 自治省にお伺いしますけれども、

時間ございませんのでちょっと早く言いますけれ

ども、一つは公園の経常経費、それから投資的な

経費について現在地方交付税はどういうふうに

なります。

また、地下通路につきましては、どのような地下通路かにもよるわけでありまして、たとえば

一

つの公園が街路で分断されておつて、それを一体として往来できるためには、道路の上に跨道橋方式でつくるか、地下で結ぶか、跨道橋で結べると

ころはその方が経費も節約できるわけですから

も、いろいろな事情でそれもできないというよう

な場合やむを得ず地下でつなぐという場合には、

現行政令でも公園施設として解釈し得ると思いま

す。すべてが補助対象になるとはなかなか言えま

せんが、個々の具体的事例を見れば補助対象にな

し得るものと、なし得ないものの区別がつくと考

えております。

○矢原秀男君 ゼひお願ひしたいことは、私も市

だいておりましたが、警察関係いろいろと打ち

合わせをしておりました。学校における事故よ

りもおうちに帰つてから遊んでいる子供さん、お

年寄りも一部入りますけれども、非常に交通事故

が多いわけです。では、交通事故を防止するため

にはどうしたらいいかということになると、いま

地政課では公園をつくらなくちやいけない。

ところが、公園と道路が途中を全部分断しており

ますので、その公園も実際はいま現状を申し述べ

ていただきたいように十分ありません。どうしても

道路で遊んでいく、ボールが飛んでいく、そのボーリ

ーを追つかけていく、車がそこへ通つてくる、こ

ういうふうなことで、おうちに帰つてからの事故

というものが非常に多い。こういうことで、たま

公園ができる、子供さんが集まっていく、そ

こを分断するのはやはり車でございます。だから、

車の総量制限とか、そうしていろいろな規制を加

えればいいけれども、現状ではなかなかできてい

ない、こういう法制の中で、公園ができるけれど

も、子供さんの交通禍に対する親の悩み、こうい

うことがございますので、いま局長が御検討をし

ていただくと、こういう前向きの発言をされてい

るという場合には、政令改正を行つということに

りますから、そいついた強い要望も踏まえて、

今後補助対象とすることができないかどうか十分

検討いたしたいと思います。もし、補助対象にす

るという場合には、政令改正を行つということに

りますが、その他

なつてゐるのか。

第二点は、基準財政需要額の算定において、投資的経費の算定に際して、繰故債を含む地方債の元利償還分の七〇%程度を計上すべきではないか

と思ひますけれども、この点はどうなつか。

第三点は、基準財政需要額の算定において、都道府県等都市公園事業に要する経費を算入するほか、大規模公園の整備については特別交付税を配分するようにはべきであるかと思ひますけれども、これらの点についてはどうかをお伺いしたいと思います。

○説明員(豊住章三君) まず、第一点の需要額の算定でございますが、市町村に公園費といふ費用を設けまして、一応標準団体が人口十万というふうに想定しております。そういう前提で、経常経費につきましては公園の維持管理、その他事業費等、人件費等も含めまして計上しているわけでござりますが、金額にいたしますと全国ベースで約百十五億でござります。それから投資的経費につきましては、今年度は交付税法の一部改正をいたしまして、公共事業等につきまして九五%を起債で措置する。したがいまして、残りの五%を交付税で措置するということであります。交付税上でござります。

なお、起債につきましては、昨年度は一般単独事業としての枠を設けておったわけでございますが、昨年度が百六十五億に対しまして、今年度は一般公共事業債におきまして充当率が昨年までは市町村につきましては七五%、その他の一般

いますが、やはり都市計画税といった特定財源もござりますので、現在の段階におきましてはその元利償還を交付税では見ていかつたわけでござります。ただ、今年度は交付税の一部を起債に振りかえた関係もござりますので、今回の措置につきましては将来、これは今年度限りでござりますが、約八〇%程度を交付税の需要でその元利償還を見ていきたいというふうに考えております。

次に、大きな公園等につきまして特交等で措置する考え方があるかということでござますが、やはりこの公園整備事業につきましてはあくまでも普通交付税としての需要を見るべき性格だと思ひます。特別交付税というのは、災害その他通常の交付税算定で予想できないものにつきまして特別交付税という制度があるわけでございますが、むしろわれわれとしましては、やはり起債、普通交付税等の措置で財源措置をするのが適切ではないかというように考えております。

○矢原秀男君 質問原稿をいまつくつているのですけれども、午前中の質問を極力外さなくちやいれないというよくなことで、いま、前後しますけれども、公園の維持管理費については地方交付税の積算基礎に加えられておりませんけれども、不十分であることは承知だと思います。こういうことが今後も増大は予想されるわけでござりますけれども、地方交付税の改善、これは充実していくなかなかくちやいけないわけでございますが、いま入園料をやはり徴収されていらっしゃるところがあるわけなんですね。この入園料を徴収する地方公共団体がふえてる傾向にあるわけでござります。

けれども、これが入園料を徴収している都市公園の割合、それからまた国として地方公共団体の入園料の徴収に対してどういうふうな指導方針を持つていらっしゃるのか、まずこの二点をお伺いしておきます。

○政府委員(吉田泰夫君) 入園料を徴収している都市公園は全国でも五十カ所程度であります。またのように単位費用並びに投資補正等で通常ベースの投資的経費は措置しているつもりでござります。

入園料ではなくて、公園の中にいろいろな公園施設ができておりますが、そういうものを使用するこついう使用料といふものはかなり取られているわけでございます。私どもとしては、古くからのいわゆる名園と言われるような高度な維持管理を要するよくな公園とか、その他著しく維持管理費がかさむよくな公園、あるいは公園を荒れさせないためにも若干の入園料という形のものを取つてその景観を保全したいというような特に必要なある公園、こういうものは一般市民の利用を妨げない範囲で入園料を取ることもやむを得ないんでは

ないか。しかし、そういうふた特別の事情がない一般の公園につきましては、できるだけ入園料を徴収しないことが望ましいという指導をしておるわけでござります。

○矢原秀男君 いま国営公園の維持管理等の現状についてはどうなっておりますか。

それから国営公園に対する入園料の徴収の基準ですね。こういうふうなことが明確になる必要があると思いますけれども、この点についてお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 現在、国営公園で完成または一部概成して供用を開始している公園は三ヵ所ありますて、武藏丘陵森林公園、奈良県の飛鳥歴史公園、それから淀川の河川公園であります。

いずれも所用の維持管理費を計上いたしまして地方建設局、事実上は地方建設局の事務所等で管理しているわけであります。さらにその実務は、公園緑地管理財團あるいは河川環境管理財團等に実務を委託しているという状況でござります。

タールの国有地が、また三千三百ヘクタールの河川敷、そして千二百ヘクタールの米軍接収地、それぞれ公園用地に転用が可能である旨が記載されております。これは午前中にも質疑がございました重複しますので、突っ込んでもう聞きませんけれども、第一次五ヵ年計画中にどの程度の国有地が公園化に活用されましたか、お伺いします。

○政府委員(吉田泰夫君) 四十七年度から五十年までの四ヵ年間に、河川敷等も含めて国有地約千七百ヘクタールが活用されたものと試算しております。

○説明員(佐藤大洋君) 私の方の国有農地につきましては、国有農地等の売払いに関する特別措置法制定が四十六年になされました。それ以降四十九年度末までに公園用地として売り払つたものは六十二件、約十七ヘクタールでござります。

○矢原秀男君 私がいま申し上げておりますのは、午前中も質問ございましたけれども、公園用地の確保をどうするかということが、これはもうすべてがいろいろと頭を悩ましてることでございます。この問題について、「国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」というものが最近発表されました。このことについてまず御質問した

いわけでございますが、四十七年に農用地、それから森林、原野、道路、住宅等々、こういうふうに分かれているわけでございますが、公園用地が明確に出ておらないわけでございます。まあ「その他」の二百八十二万ヘクタールの中に公園用地、

いたのか、そうしてこれによると、やはり昭和六

憶も新しいことでござりますので、投機的な目的で土地を購入しておく企業が多くつたと。それが不況になつて土地保有に伴う金利負担が重い、経営圧迫している、土地を手放したい、買い手がない、こういうふうなことで、遊休地というものが私は國民が納得される評価の中ですということになればこれは当然でございますけれども、大規模公園というものが非常に巨大なヘクタールというものを有している、これがクローズアップされてしまつた、こういう兼ね合いなんですね。ああこういうふうに公園法というものが今度は改正されるぞ、多くの土地が必要になる、じや企業の中から買おうというふうなことで、梓決めもせずに、歎どめもせずに、遊休地と銘を打つてもし利用されにくくいうことになれば、これはやはり國民の不信というものが私は増大するんではないか、こういう懸念を持つてゐるわけでござります。そういう点について大臣の御答弁をお伺いしたいと思います。

用計画というものを定め、その利用計画といふものが国民の最も納得する価格であり、そしてその価格でもよろしくござります、協力さしてくださいと、買ってくださいといふよつた情勢の中で初めて私は実現が可能になつてくる課題であつて、持ちあぐんだ土地をとにかくリスクを分散する意味において国で買って、利用計画等をあなたの方でつくつて、適当に使って、ただわれわれの金利負担にあえぐその金利負担を軽減してくださいとか、あるいは銀行がこれに対してもかなりの融資をしておりますから、担保そのものを補完するとかいうよつた物の考え方でこれを進めるわけにはこれは断じてまらないという基本線は崩しておりませんけれども、誤解を受けてもなりませんので、だから、いまきわめて日の粗いお話をしましたけれども、とにかく国民の皆様方なりあるいは国会の皆さん方に御批判を受けるに当つては、そのたき台もある程度整備をしたものいろいろな御意見をちょうだいするようなものをつくりうるということで勉強しておる最中でありますて、伝え聞かれるよつた、いわばまだ国民感情の中では、善玉と悪玉とを区別しますならば、不動産業といつものは悪玉といつ印象は決してぬぐい——一人一人さんが、全員さんがそうだと申すわけじゃございませんけれども、決して印象としては悪玉の範疇を出ていないとという現状におきまして、伝え聞かれるよつた姿勢でこれに取り組む考え方方はございません。

くない、行きたいとは思わないなどと答えておられる老人が多くござります。また、公園の入り口には段差があつたり、車の進入防止のためのさくで車いすでは入れない、こういうところが多いわけでございますが、このような事態に対しても建設省はいかように対処されていくのか。西欧諸国等々考えておりましても非常に差がござりますので、この点、局長どうぞございましょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 公園は本来一般に広く利用されなければなりませんので、御老人や身体障害者の方でも都市公園内で自然に親しみ楽しむ、快適な利用をされるというように公園が整備されていることが望ましいわけであります。そのために、まあ從来の公園につきましては、歐米の公園のようにならうとした配慮は十分であったとは申せなかつたのですから、近年に至りまして、私どももそういう観点から公園の施設の整備に取り組もうということにいたしました。今後、新しく公園を新設したり、あるいは既存の公園を若干改築したりする機会をとらえまして、そういった足の不自由な方などでも、たとえば階段のわきにはゆるやかな斜路をとるとか、そういう段差をなくすこと、あるいは身体障害者用の便所とか水飲み場をつくる、あるいは手すりを置くというようなことを心がけるようにいたしております。実例としてもかなりの個所でいろいろなそいつた施設が整備されつつありますし、まだ全体の公園から見て微々たるものでござりますので、そういう方向で今後とも一層の努力を払いたいと思ひます。

○矢原秀男君 この点について大臣にお伺いしたいと思いますが、いま申し上げましたように、西欧諸国では車いすでもスローラー方式で、通路それからトイレなども配慮されておりますし、また日本においても一部の地方公共団体では、身体障害者、それに配慮された施設、または特別の公園でですね、視力障害者等の方々のためにいろいろ配慮された公園等が設けられておりますが、現在では、この施設を備える、こういうふうな整備状況につ

業主体である地方公共団体の財源負担になってしまいます。こういうことを勘案しておりますと、それらの施設に対してやはり国庫補助の特例というものが将来、すぐ実施されなくとも、検討をされべきではないかとうふうに感じるわけでござりますが、大臣、その点はいかようにお考えでございましようか。

○國務大臣(竹下登君) 素朴な表現でもつて申しますならば、検討すべき課題であると思います。ただ、それをいわゆる一般財源に求めるのか、あるいはさらにはくちの益金と言つては失礼でございますが、競輪・自転車振興会でございますとか、あるいは赤い羽根とか、まあいろいろなそういうところに特別な財源措置としてこれを求めるのか、そういうことも含めて総合的に検討させていただきます。

○矢原秀男君 これは午前中も非常に論議が交わされたわけございますが、大事でございますので私も質問したいと思います。

ちょうどイタリアでは死者が千人にも達している、こういうようなことがイタリアの北部で六日に発生した大地震で推定されております。十万人の家屋を失つたとも伝えられておりますし、負傷者も数千人と言われております。こういったことで、建設省も公園のあり方に対しても、火災や地震などの災害のとき避難地としての役割りを果たすと、こういうことは午前中にも質問される方も、御答弁も、本当にその点に集約をされたわけでございますが、都市防災対策の一環として、大震災時におけるそういう避難地としてこの五カ年計画の中でそれらの候補に当たるものは、進捗状況としてはこの程度なんだというふうな目標なり数字的な明示がございましたらお伺いをしていきたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 今回の五カ年計画改定の大きな理由の一つに都市防災、防災のための緩衝緑地とか緑道、あるいは市街地内の比較的広い避難地に使える公園等、これにウエートを置かな

きやならぬ”ということがござります。こういった公園はそれぞれの住区基幹公園、都市基幹公園、緩衝緑地、緑道等のそれぞれの項目の中に入つておりますために、町の中にある公園は、大なり小なり防災上役立たないというものもございませんわけですけれども、そういうしたことから、五カ年計画の中でそういう角度で取り上げたものがどのくらいの量になるかということはまだ全体として私どもつかんでおりませんが、今後の毎年度の予算を実現していく段階で、防災上役立つ公園といふものには最重点に予算を配分したいと考えま

○矢原秀男君 この問題については、学説の中で
も川崎の直下型地震説であるとか、大地震の六年間期説、また東京都を初め南関東地域での大
地震、こういう危機意識が非常に高まつておるわけでござります。そういうことでござりますので、
緊急時の広域的な避難、こういうふうなことで都
市公園のこの存在というものが生命を守るために
も非常に大事だと思います。この点について重ね
て大臣の御見解をお伺いしたいと思います。
○国務大臣(竹下登君) まさに御説のとおりであ
ります。したがつて、私も矢原さんの意見を聞き
ながら、先ほどお答え申し上げておりました、い
わゆる災害基本法に基づく防災会議において設定
される防災計画の中でこれを――これは国土庁で
ございますが、わが省の公園計画とすり合わせを行つてみれば、ある程度具体的な数字をとらまえ
て目標を立て得ることができるではなかろうか
と、こういう感じも率直にいたしましたので、今
後省内におきまして十分国土庁とも連絡の上検討
させていただきとうございます。

○矢原秀男君　じゃ、時間も参りましたので最後に質問いたしますけれども、公害防止——都市防災、これ、いま申し上げたんですが、今度は公害防止のための公園整備というのが大きな課題になつてゐるわけでございます。で、午前中はやはり小谷委員からも質問がございましたが、私は体的な例を申し上げたいと思います。と申し上げ

ますのは、緩衝緑地の実施状況というものは多くあるわけでございますが、私の兵庫県においては赤穂で行われておるわけでございます。そういう石油のコンビナートとか、こういうふうないろんな工場立地のところ、それは用地がござりますから建設省で掲げていらっしゃるそういう公害の、たとえば緩衝幅員が百メーターとか、これはいいと思うんですね。しかし、私がおります公害の町でございます尼崎の場合ですね、関電であるとか神戸製鋼であるとか一流企業、中流企業がずつとこう並んで、公害の発生源のそういうふうな地域の場合には、こういう緩衝緑地帯の建設省で予定をされている幅員が百メーター、そういうふうなところはないわけなんです。狭いところへ皆無計画にそういうふうと建てるわけですから。住宅もある、いろんなところで、いろいろと市や県や国でもそういうふうな計画等が今後立案されているようでございますが、現実の問題といたしまして、尼崎のそういう公害発生源の地区と言えども大浜地区になりますけれども、それから一連のところの住宅との、そういう間接なところに対する公害防止のこういうふうな緩衝緑地といふものはどういうふうにすべきなんであるか、こういう点、局長どうでござりますか。

は、そこには運河があるけれども、すでに船で運搬する機能というものはなくなつたんです。ですから、その運河のせめて半分でも緑地帯にしたらどうだというふうに提案しているけれども、なかなか國の方では許可が出ないからむずかしいというのが県の考え方です。で、いわゆる運河を水の調節のために、干満潮の調節のために残しているんだということですけれども、非常に幅もありますし、こういうのは地元の要望があるわけですから積極的に緑地帯にしていく、こういうふうなことは可能なんでござりますけれども、国がなかなか現地調査もしてくれない、許可も与えてくれない、こういうことですから、私が言いたいのは、机の上でいろんなプランをつくっても、公害の中で戦後三十一年間に非常に苦労しているんです。しかし、法律はどんなにつくられても目に見えたような救済措置が全然なされない。そつして地方自治体と住民と国というものがすべてがみんな考え方で分離している。こういうことで、ぜひやはり公害の町尼崎のそういう一部分だけでもできなかつたら、よそのいろんなところがいい名文句を羅列をされてもなかなかやはり國のやり方について信するわけにいかぬわけです、長い歴史の中で。

そういうことで、私は公害防止のための緑地帯であるとか、こういうふうなことが言われておられるわけでございますが、そういう点よく検討していくべきたいことが一つと、尼崎は結局日本でも過密では三番目の町だと言われているんです。縁が街路に何もないんです。ところが、建設省の公園のいろんな御説明がびしつと文書になつておられますけれども、街路に縁を植えていかなくちやいけないという緑地帯を設定しようという大きなプランがすでに四十年来から明確に國民に示されているんです。國から一度尼崎やなんかに、南部地帶やなんか——尼崎を南、中、北とやつたときに、南なんか本当に街路がない。そういうことでござりますから、國からもつと街路にお金を取つたらいいじゃないかとか、そういうことをせめて建設

省からでも私はこれは言つてもらわないと、住民が常に公害、大気汚染の中で苦しんでいるという、これは地域的な問題いま具体的に申し上げたんだけれども、大臣、実際そうなんですよ。もうこれは大きな問題もあれですけれども、小さな問題、いま具体例で出しましたけれども、ぜひこのことについては、御答弁は結構でござりますので、建設省で御検討いただいて、やはり住みよい環境と道路のそばにある街路関係においても緑地帯は極力つくっていくんだと、こういう二本立てをきちんとやつぱり実現のためにやり通していただきたいと思います。では、以上でございます。

いんであります。で、既存の、いわゆる長年の累積の中に出た公害といつものにさいなまされる地域を新しく都市計画街路あるいは緩衝緑地等々によつていい生活環境をつくつていくということも、これはもちろん力を注がなければならぬところでございます。

具体的な例示されました点につきましては、こ

れはこうした場所でござりますだけに、時を得まして矢原委員の方へ責任者が御説明に参ることといたします。

○矢原秀男君 大臣ありがとうございました。

もう一つ。いまお話をありました軍事基地等、二番目には海浜、それから三番目には鉄道、軌道ですね。こういうところの含まれた用地であつて、それが公園化をされる可能性はこういところへ食い込んでいくんだという解説ですね。

○国務大臣(竹下登君) これはやつぱり時間がございませんでしたので、一例示にすぎないと、そ

ういふ……。

○矢原秀男君 ジヤ、あとちょっと煮詰めて……。

○国務大臣(竹下登君) ここへ食い込む可能性を持つておる例示にすぎませんので、煮詰めたものでいすかの機会に報告をさせていただきます。

○矢原秀男君 大事なことですので、この点よろしくお願ひします。

これで終わります。

○春日正一君 初めに、簡単にこの改正法案の条文についてお聞きしますが、十一條の二で「都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては國の負担とする。」ということで、負担の原則を三でもつて「國の設置に係る都市公園にあつては國の負担とする。」ということです。当該都市公園の設置及び管理に要する費用については、当該地

「政令で定めるところにより、」となつてゐるんですけれども、一体どれだけ負担させるのか、そこどころを説明してほしいんです。

○政府委員(吉田泰夫君) 政令で定める負担割合は、整備費につきましては都道府県が三分の一負担する、維持管理費については二分の一負担するということにしておりまして、このような率を定めました根拠は、国営公園とはいえ、もう一種類の開設決定を経て国家的記念事業等として行つ公園とは違い、数府県にわたるような広域利用には供されるものの、明らかに地元の府県に所在する意味合いから公園設置による利益も大きいということ、建設費については地方負担を三分の一とし、維持管理費については國と地方が折半ということにいたしました。これは國が直轄で整備管理している一般国道あるいは一級河川等の例にも大体匹敵している数字であると考えます。

○春日正一君 第十二条の四で「前条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該設置及び管理による受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び管理に要する費用の一部を負担させることができ。」と、こういうふうになつてゐるんですけれども、「受益の限度」というものは一体どこからはじかつてくるのか、また「一部」というのは一体どの程度の金になるのか、その辺も説明しておいてほしんでますが。

○国務大臣(竹下登君) これは後ほど都市局長が御説明申し上げますが、まあ負担金につきましては、從来から長い歴史的な経過もありまして、いろいろな議論がござりますことは春日さんも御承知のとおりであります。道路が、大体ほかの事業とバラレルにしながらも、道路につきましてはガソリン税といういわゆる目的財源を持つておると、いうことで三分の一を四分の一に緊急措置法の中で道路法そのものを改正していまやつておるわけあります。さてそうなりますと、それなら受益

といふのはどういうものかと、こういう議論になりますと、場合によつては、まさにその直轄国道一つ考へてみましても、その地方のいわば美田をつぶし、そして余り人家等もないところを次のものに実際問題としての利益というものはないのではないかと、こういう議論も確かに存在するわけがあります。むしろそういう問題こそ本当に受益する地区だけが負担して、単なる通過地区などというものは損害をもつてしかるべきものじゃないかとか、こういふいろいろな議論があるわけであります。河川の問題にしてもそつであります。それを受益する者は、あるいはその都道府県ではなくして、下流の都道府県が本来受益するものではないか。そうしたこの各種負担金につきましては、確かに受益というものに対する理論的概念と、それが受益する者には、あるいはその都道府県ではなくして、下流の都道府県が本来受益するものではないか。そうしたものをそう早急にこれを変えていくというようなこともなかなかむずかしいと、いうことで、私なりにいろんな問題点を承知しつつも、いまこの負担区分について手をつけていくという勇気を持ち合わせていないというのが実態であります。

○政府委員(吉田泰夫君) 分担金の御質問についてお答えいたします。

第一義的には地元の、つまり国営公園が所在する都道府県が裏負担をするわけでございますが、さらにその都道府県の負担分の一部を管内の市町村に分担させることができる根拠規定を置いたものでございまして、実際には市町村にも分担させることができるという規定を根拠として置いたものでございまして、実際にどの程度適用されるか。たとえば現在、この法律以前でございますが、事実上事業を始めようとしております福岡県福岡市にある海の中道海浜公園などは福岡市という指定都市に所在するのですから、恐らく福岡県も福岡市が地方負担分を半々に持つということにし、福岡県及び福岡市以外の隣接市町村には恐らく負担はさせないと私ども見ておりますが、そういう大きな都市、大きな府県に所在する場合にはあえて隣接の弱小の県あるいは市町村まで、多少の受益があるからといって、負担を期待しないとも優に考えられると

概になかなか言えないわけでござります。結局この条文を実際に使つ場合には、法律では「市町村の意見を聽いた上、当該都道府県の議会の議決を経て」定めるということになつておりますが、恐らく實際上は関係公共団体相寄つて協議して、話し合いで煮詰まつたところで負担割合が定まつていくと、こうしたことになると思います。

○春日正一君 こここのところは実際の運用の上でいろいろ問題が出てくるのじやないかといふうに思ひます。

それともう一つ、この負担金のさつき言つた二条の三の場合でしたね、「政令で定める」と言つ

て、国が三分の二、地方が三分の一というように言われたんですけれども、やはり午前中の質疑もありましたし、私も後から問題にしようと思っておりませんけれども、この辺かなり早いテンポで広げていかないと、相当おくれておりますし、地方自治体の財政状況なんかから見ても、やはり負担といふものはかなり重荷になってきてる。実際私これ聞いてみたんです。これでどうなんだって聞いたら、東京都の公園課、大阪府あたりでも、負担がもう少し少くなればありがたいんだがと云うことを言つているんですね。だから、それは国としても財政状態苦しいからという問題もあるだろうと思うけれども、しかし、午前中に大臣も言われたように、今後この種の負担をもっと軽減すると、その点どうですか。

○政府委員(吉田泰天君) この国営公園は、国有地、これを核にしまして、若干形を整える意味で、

周辺の民有地の買取も伴つことはあり得ますけれども、そういった場所で実施するつもりでありますから、広大な面積のわりには用地費自体は余り

かからない。施設費は、三百ヘクタール以上もあるような広大な面積をシラミつぶしに巨大な施設

をつくつていけば幾らお金があつても足りませんが、もともとがこういった大公園になればで

きるだけ自然を生かしつつ拠点拠点に人工的な施

設を配置する。あとは自然の海浜地なり森林地なりそついたものを楽しむということになりますので、しかもそれを長期にわたつて逐次整備していけば足りるわけでありますから、総体事業費が非常にかかるとしても、毎年の額がさほどのものにならないような手だても考えられます。なお、この種の国営公園は、当面は一つの地方建設局の管内に一ヵ所程度を予定しておりますわけですが、しかもその設置については都道府県の同意を要するという制度にしております。私どもは同意というよりもむしろ希望に応じてそういう適

地があれば採択していくという気持ちでありますので、一般の補助公園これに比べればかなり言わされたんすけれども、やはり午前中の質疑もありましたし、私も後から問題にしようと思っておりませんけれども、この辺かなり早いテンポで広げていかないと、相当おくれておりますし、地方自治体の財政状況なんかから見ても、やはり負担といふものはかなり重荷になってきてる。実際私これ聞いてみたんです。これでどうなんだって聞いたら、東京都の公園課、大阪府あたりでも、負担がもう少し少くなればありがたいんだがと云うことを言つているんですね。だから、それは国としても財政状態苦しいからという問題もあるだろうと思うけれども、しかし、午前中に大臣も言われたように、今後この種の負担をもっと軽減すると、その点どうですか。

○春日正一君 本論に入りますけれども、午前中の質疑で、第一次の五カ年計画の結果といふように

話を進めたいと思つんすけれども、第一次の

五カ年計画、四年度終わつて、四十六年度末で一

人当たり一・八平米であつたものを、五十一年度

末で四・二平米にすることを目指してきて、その

達成率が四年目で、事業費で約七〇%、それから

では非常におくれていることとは、結局物価

とか工事費、土地の値段、いうようなものが上

がつて、そのためには予定した金だけは使つたけ

れども、予定した仕事はできなかつたということ

なんで、このことは将来にわたつて当然あり得る

ことだと思つんす。

いまは地価は鎮静していますし、それから物価

も一・三年前よりは落ちついておるんですけど

これが、これは戸数ベースでこれを見ていきます。と

ころが、これは戸数ベースで目標が達成しなかつたと。ところが、それを見ますと、予算ベース以

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

のものが達成される住宅等になりますと、今度は

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというのが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというのが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというのが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというのが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというのが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというのが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというのが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間

幾ばくか上昇してくるというのは、これは当初の

予測に立ち得ることなんですね。まあそういう問

題がありますだけに、考え方としては十分理解で

ある程度達成し得たということになるわけであり

ます。ところが、今年度にこの最終年度等を迎

ました――これはまあ最終年度じやございません

けれども、もちろんの計画を見ますと、確かに事

業費ベースではまあ一〇〇%、あるいは一〇四%

とかやりながら、事業量ベースではことごとくが

その国民の皆様方にお示し申し上げた目標に到達

していいというが実態であります。で、たと

えばこれが今度は予算と多少違つてまいります景

気自身によつて、自己の意欲によつてそのかなり

の、あるいはそれがなかなか消費者物価にして

いる、つまりは建築資材、労務費等にしても、まあ年間</p

ね。この点は非常にまことにないか。私も調査した経済社会基本計画、あれで見ても、五十二年までに一人当たり四・七平米にするという計画になつてゐるんですね。ところが、それがいまできず、五十五年まで四・五平米だと。だから五十五年になつても、しかもまあ経済基本計画で立てられた目標より下がつてゐるというんですから、これでは明らかに後退ですね、計画の。しかもその後退した計画すら、金は使うにしても、実際面積としてはそれだけできぬといつよなことになる」と、これは公園計画といつものが非常に何か頗らないといいますか、五十五年には四・五できますよという話ならわかるんだけれども、四・五と沖めてありますけれども、そこまでいくかどうかわかれませんよと、物価の動向で。というようになるとになつてくると、私ども計画を議論しつつでも、非常に頼りない気がする。だから、そういう意味で、やはり立てられた五十五年に四・五にするというなら、必ず四・五にしますという姿勢で取り組まなきゃならぬのじやないか。それが計画というものじやないのかと思つんですけれども、その辺の考え方、どういうふうに考えておりますか。

○國務大臣(竹下豊君) これは昭和五十年度に、公園は四カ年にいたしましても、他の事業において長期計画、すなわち五ヵ年計画が、いわば金目では一〇〇%で、仕事目でははるかにそれを下回つておるという御批判は、すべてのこの長期計画の中で御批判を甘んじて受けなければならぬ状態であります。率直に言ってそのとおりでありますから、粉飾決算するわけにもまいりませんし、そこでいまの概案とはいえ、いわゆる今度の公債の今後の経済成長のそれに伴う物価動向等を勘案した上で立てたものでありますので、この二ヶ年の新経済政策による過剰流動性の投入とか、あるいはまた、まさに石油ショックによる経済的な

混乱と言われた狂乱物価とかといふような問題を前提に考え、そういう要素がないという確信のもとに、減速経済下に対し、なだらかな経済成長の中で物価の動向を見てみた場合、私は今度の目標というものが、一応われわれとして精いっぱいの努力をすればいわゆる実現可能のものであるといふうな理解の仕方で取り組まなければならぬというふうに思つておる次第であります。○春日正一君 そうすると、五年間の物価の予想し得る値上がりというようなものは、一応その金額の中には組んであるわけですか。

○國務大臣(竹下登君) 非常にそこのところがむずかしい議論でございまして、確かに建設省の仕事をやっておりますと、私もほめられたことが少ないのである。何をほめられたかというと、超過負担が比較的少ない、こういうことなんです。それはなぜかといふと、百メートルづけるところをスライドしまして、物価が上がった場合は、一割上がるばそれを九十メートルに切つてしまつ。だから、比較的他の省庁の仕事よりも超過負担が少ないと、これはほめられたというよりもそういう批判があるわけなんですね。したがつて、われわれの場合は仕事の実績の中において出てくるわけでございますから、実勢単価というものを絶えず事業量に当てはめた場合に、幾らかの狂いが生じてくるということはあり得る場合があります。そこで、従来は高度経済成長でありましたから今日と様子が違いますけれども、予備費というようなものを特に組み込んでおるというのは、予備費というのを見せざるものとして予備費というものが計上されておるわけであります、従来は、私の記憶では昭和四十六年でありますと、いわゆる沖縄返還に伴いますときに拡充整備計画の予備費といふものを使いまして沖縄の復帰に備えたなんですが、元來予備費というのは使わないままに来ておるのであります、しかし、私はこういう問題

を考えたときにこそ、子備費といふもの等の運用
というものが将来考え得るという前提の上に立て
ば、極端な狂乱物価といふような状態がない場合、
実現可能な目標としていろいろ言われるのであり
ます。今度住宅なんか前の五ヵ年計画よりも数も
落ちているんじゃないとか。いや、しかし数は落
ちておりますが、達成した数よりも少しふえて、
言つてみれば実現可能ということで、めどを置い
たのです、まあこういう議論をしておるのであり
ますが、私はこういう減速経済下に入つて、実現
可能という意味において、やはり堂々たる目標と
して掲げて、そつとして先生が先ほど言られた、頼
りないじやないかと、言つてみれば餅に帰しな
いように、絵にかいたもちにならないような努力
を積み重ねていく。具体的な運用の方法としては、
予備費の運用等もあり得るというふうに御理解を
賜りたいわけであります。

○春日正一君 それじゃ、それ以上あれません
けれども、計画された量は必ず実現するよつに努
力してほしいと思うのです。

それから、もう一つ問題は、この公園の数字を見
てみると、全国平均が一人当たり三・二平米。
ところが、六大都市の平均を見ますと、これは昭
和四十九年度の数字ですけれども、二・三平米と
いうことで六大都市が少ないのですね。東京都と
十三区の場合は、五十年四月の数字で一人当たり
一・九平米というような状態になつて。これ
は重大な問題だと思うのです。まさに六大都市と
か東京都二十三区というよつなところこそ公共の
スペース、つまり公園、緑地の最も必要なところ
ですわ。そこで、最も公園、緑地が少ない、公園
が少ないということになると、これははうつてお
けない問題じゃないかというふうに思つのですけ
れども、一体こういう大都市がなぜこういふう
におくれたのか、その原因はどういうふうに考え
ておりますか。建設省としては、

○政府委員(吉田泰夫君) やはり一番基本的なの
は人口が流入して非常にふえた。したがつて、人
口で割りますので、少々公園をふやしましても、一

人当たりにすればほとんど響かないというようなことが今まで続いてきたのではないかと考えます。そのほかにも用地そのものも非常に高値でありますし、かつこうな用地も見出しがたいというような要素もこれに加わっておるということではないかと思います。

○春日正一君 「都市公園等整備五箇年計画」というこれの中でもそつういふうに言つています。都市公園の整備が立ちおくれた主な原因として、「高度経済成長の過程を通じて、わが国の資源配分が産業部門ないしは産業基盤整備に優先的に行なわれたことのほかに」として、直接原因として「都市公園の絶対量が少なかつたうえに、近年都市化が急速に進行した」と、かなり早い勢いで人口が集中したために、公園のふえるのがそれで割らなければ平均としてはふえてこない。そういう状態があるということと、それから「官民を通じて都市公園に対する認識が低かつたこと」、「これと関連して、都市公園整備に関する充分な財源的裏付けのある計画がなかったこと」、「地価の高騰が用地費の割合の高い都市公園整備事業を圧迫したこと」というようなことが挙げられておるわけですけれども、そこで、これを急速にやはり高めていく必要があると思つんですね。

これは東京の場合でも、相当いっぱいになつているところで、いま言つたように全国平均の半分ちょっととぐらいなどころで置いてあるというような状態というのは自然でもないし、特に災害が起るとか、いろいろなことを考えてみると、こういう人口の密集地域における都市公園のおくれというものは相当努力してやつていかなきやならないというふうに思います。一般的な問題とすれば、そのためにはやはり土地の入手というような点が非常に困難なわけであり、相当金もかかるわけですから、やはりそういう意味で国としても補助率を上げるとかあるいは補助対象率を広げるというような形でこれを促進する必要があると思うんです。大体私調べてみてどう思つんですかけれども、第一次の場合でも全体事業費八千億と、その

中で一般公共事業費、これは補助のつくものが三千二百億、それから地方単独事業費というのが四千八百億で、むしろ補助のつかぬ方が多いんですね。だから、そういうふうな状態で、特に大都市で、地価の高いところで公園を広げようというようになればどうしてもその面からも制約されてくるということになる。これも補助対象率というものをもっと広げて、全部一〇〇%一度に広げようにはいかぬまでも、これを広げて、補助金をつけて、一つしかできないところを二つしくらせるというようなふうにする必要もあるでしょ、補助率も上げて、やはりその面からも地方政府が持つておる原資でもってより多くの公園ができるというようにしていくことが国として責任上必要なんじゃないか。都市に集中したというのは、地方都市の責任で集中したわけではなくて、国策で集中したわけですからね、人口が。だから、その矛盾を解決をしてやるためには当然国がもつと真剣に考えなければならぬのじゃないか。どうお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) 午前中申し上げておりますように、私は、補助対象部分あるいは補助率によつて地方負担の軽減を図るというその原則は私も決して否定するものではありません。それにいろいろ工夫を要するところであります。ただ、要望する事業量とそして全体計画の中の予算とが、補助率を上げた場合にはそれだけ事業量が減つていくというような兼ね合いの問題がありますので、これについては今後、そうして大切な課題として今後とも十分に検討をさしていただきます。これはもう先ほども御答弁申し上げたとおりであります。

ただ、私もいろいろなことを考えてみまして、いわゆる西欧先進都市におきましては、言つてみれば住宅といふものは高層住宅であつて、公園といふものは住まいの中に入つて自分の憩いの場とか緑とかを求めておつたと。從来日本人の生活様式の中には自分の家に庭があると、それが一応伝統的な

歴史的な家庭の中にはそういうものであつたから、千二百億、それから地方単独事業費というのが四千八百億で、むしろ補助のつかぬ方が多いんですね。だから、そういうふうな状態で、特に大都市で、地価の高いところで公園を広げようというようになればどうしてもその面からも制約されてくるということになる。これも補助対象率というものをもっと広げて、補助金をつけて、一つしかできないところを二つしくらせるというようなふうにする必要もあるでしょ、補助率も上げて、やはりその面からも地方政府が持つておる原資でもってより多くの公園ができるというようにしていくことが国として責任上必要なんじゃないか。都市に集中したというの

は、地方都市の責任で集中したわけではなくて、国策で集中したわけですからね、人口が。だから、その矛盾を解決をしてやるためには当然国がもつと真剣に考えなければならぬのじゃないか。どうお考えがおありかどうかと、この点をお聞きしりもおくれて出てきたと私は思つてあります。

○國務大臣(竹下登君) これは私も、将来、近い将来とでも申しましようか、秋に決定されるであろう三全総の中、公共事業の予測される投資額というもののなか余りにも飛び離れたことを私が主張しても、それはなかなか通り得ないことを私は思つてあります。むしろこの減速経済下に——高度経済成長下でありましたならば、いわば予算のときの勝負で、重点施策というものがそ

の都度都度の予算の中の勝負で決まるという傾向が強かつたと。今度は長期見通しの中でその位置づけが決まるということについて、私も来年、再来年、とにかく倍々にふやしていくことを言える客観情勢にはないと

いうことを十分承知いたしておりますものの、いま春日先生おつしゃつた、いわゆる大都市住民のニーズにこたえるための私なりの努力、あるいは建設省全体としての努力、これは続けていかなければならぬ、このように思つております。

○春日正一君 私、いま補助率を上げてほしい、

あるいは対象率を広げてほしいということは、

さつき大臣言いましたけれども、補助率を上げて、

そのかわりに対象率が狭くなつたということでは

まずいといふんですがね。私はもちろんそういう

ふうには考へてないんですよ。補助率も上げ、対

象率も広げてという意味は、公園の予算をもつと

取つてほしいということなんですよ。さつぱら

んに言えど、つまり、公園というのが非常に立

ちおくれてきて、いるわけですから、いまも大臣も

言われたように、日本人の公園に対する監視とい

うような考え方があつたし、それから急速な都市へ

の集中と環境の変化というようなものがあつて、

先ほど言いましたように、東京都のよくな一番人

口の密集しているところで、しかも二十三区で一

人当たり一・九平米といふんでしよう。こうい

うこと非常に大きなウエートを占めてくるだろ

うということを言われたんすけれども、その点

について私具体的な形でも少しお聞きしたいと

思つんすけれども、この「河川敷地占用許可準

則」というものによりますと、ここでこういうふ

うになっているんですね第九と云うところで「公

園、緑地等が不足している都市内の河川又はその

近傍に存する河川の敷地で、一般公衆の自由なる

利用を増進するため必要があると認められるもの

になります。多摩川につきましてはもう四十一へク

と云う意味でやはり公園の予算というものを可するものとする」というふうに、都市における河川敷地の占用の特例というもの、「限つて許可するものとする」というようになつておるんですけれども、現在での建設省としての大都市近傍における河川敷地の利用については、どういうふうに原義教育とはその市町村の責任において行つものであるという觀点になされたものが、だんだん杜会環境の変化、人口の流動性等からきてそれに起債措置がつき、そして補助金というものがつくようになって、今日の言つてみれば充実した形になるに至つたと。これと私は同じような形で、公園におけるべきものではないか。また、その可能性があるべきものであるだけに、そういう方向で模索して検討を続け、たぬまざる前進を続けなければならぬと、このように考えております。

○春日正一君 私、いま補助率を上げてほしい、あるいは対象率を広げてほしいということは、さつき大臣言いましたけれども、補助率を上げて、そのかわりに対象率が狭くなつたということではまずいといふんですがね。私はもちろんそういうふうには考へてないんですよ。補助率も上げ、対象率も広げてという意味は、公園の予算をもつと取つてほしいということなんですよ。さつぱらんに言えど、つまり、公園というのが非常に立派な景気のいいことを言える客観情勢にはないと

いふべきものではないか。また、その可能性があるべきものであるだけに、そういう方向で模索して検討を続け、たぬまざる前進を続けなければならぬと、このように考えております。

そこで、その次の問題、具体的な問題に入りますけれども、午前中にも同僚委員の質問の中で、大都市で急速に公園をふやしていくということにいふべきです。

○春日正一君 ゼビソの努力はつんと強めてほし

いと思うんです。

そこで、その次に問題、具体的な問題に入りますけれども、午前中にも同僚委員の質問の中で、大都市で急速に公園をふやしていくということにいふべきです。

そこで、いま先生がおつしゃいました、特に都

市内の河川については、公園、緑地等が不足して

おるから、原則として公園、緑地、広場及び運動

場所に限つて占用させる方向で持つていて、そし

て従来のまた占用しておりますものの中で、逐次

この準則に合つよう持つていて、これが基本的姿勢でございます。その姿勢の中に、先ほど申し上げましたように、多摩川だと荒川だと江戸川等につきましては、特に四カ年計画をもちましてこれに対処する方針をつくつたわけをございます。多摩川につきましてはもう四十一へク

タールのゴルフ場を開放するんだと、これが一つの大柱になつております。それから荒川、江戸川については、ますそつういう占用しておるものに對しましては、ゴルフ場等もパブリック化を図るのがいまの実態に合わすケースであろう。まだ未利用の用地がござります。いま申し上げました川

財団等で十分調査研究して、やはりこの準則に合つような適正な指導を行つていこう、こういくくあいに考えておるわけでござります。

それで、すべてが、川々が一つずつ違つておりますので、同じ都市内の河川といつても、多摩川は多摩川らしく対応し、荒川は荒川らしく対応しよう、そういうことでいままでやつてきておるわけでございまして、いわゆる多摩川はゴルフ場の廃止、都市内については廃止。荒川につきましては、先ほど申し上げましたようにまずパブリック化を図つていく。その中でいわゆる私有地といいますか、企業が持つておる私有地はだんだんこれも一週間のうち三日は一般が使つんだ、こういうふうな時代を追つて即応していくというのを基本方針でござります。

○政府委員 増田康治君 五十二年、四カ年計画でござりますので五十二年になります。

○春日正一君 荒川の方の問題ですかけれども、パリック化というふうに言われた。これは結局あれでしょ、ゴルフ場の料金を安くして、だれでも気軽に入れるようにするという、そういう意味でしよう。

○政府委員 増岡康治君) はい。
○春日正一君 ところが、それだと、この地図を
ごらんになつていただくと非常にはつきりするん
ですけれども、これがゴルフ場ですね、それでこ

ここにある橋が鹿浜橋です。私はこの地域はかなり知っていますけれども、工場が前にあつたり、それから人家も小さいのが密集して非常に緑地の少ないところですね。だから、ここでは小学校とか

中学校が運動場が狭くて、百メートルの競技やる

のに真っすぐ百メートルとれないで、運動場の四角なところをはすに百メートルと。だから、九回も走ってしまうと言われるぐらい狭いところなんですね。だから、むしろあそこでは学校のP.T.A.の人たちは、学校の二階から堤防に橋かけて、これで休憩時間なんかは河川敷に行つて遊べるようになります。そういう要望まで出しておる。そういう地形なところですね。そういうところで、こういう広い地域をゴルフ場が占用して、それで料金を取つて少數の人が遊んでおる。私はゴルフというのをやつたことないけれども、見ておる感じでは、ゴルフというのは幾ら料金高くしても一度に何千人と入るというわけにはいかぬよつてですね。大せいに入る場合は、球をぱーんと打つたらどこへぶつかるかわからぬから。やはりあの広いところを幾組かの人々がのんびり歩くということが多いゴルフなんで、料金安くしたって、安くすれば金のない人もたまには行けるというだけのことで、この広い敷地をそういう状況のもとで有効に利用するということにはならぬわけですね。

だから、その辺はぜひ考えていただきかねと、どういう事情があつてそういうふうに当面パブリック化というようなことになつたか知りませんけれども、あそこの住民の要望というものは非常に強いんですね。だから、P.T.A.とかそれから学校の教職員組合とか、それからあそこのスポーツのサークルとかいろいろな人たちが集まって、何とかあそこを一般に使える公共的な運動場とかそういうものにしてほしいということで運動をしておるわけですけれども、それをパブリック化して料金安くなるからいいじゃないかと、いうようなことで——富利企業ですわ、これは。そういうものにつれてほしいことは、やはり政策のそなへんでも使わしておくということは、いつまでも思つうんですけども、なぜ開放できないんですか、

あそこを。

○政府委員（増岡慶治君）先生のおっしゃいますのは、いわゆる都民ゴルフ場といつて昔からあるわけでございまして、昭和三十年ごろからあるわけです。これは足立区から出された申請を許可が出ておるわけでございますが、いすれにいたしましても、これは足立区が占用許可を受けておるわけでございまして、将来これをどうかするという問題につきましては、私どもは足立区の区長さんから出でておるわけです。地域住民の長としての足立区長から出でておるわけでございますが、そういう申請のいろんな変更したいということがあれば十分検討いたしたい。そういう立場でございます。

○春日正一君 そうしますと、こういうことです。か。大田区の場合ですね、多摩川の東京寄りの方、あそこもゴルフ場があつたわけですねけれども、あれは一九六〇年安保闘争のときからです、私が火を切つたんだから。まあ開放運動が始まって十一年がかりで区役所も区長も、それからあそこの連合町内会も労働組合も全部ほとんど本当に超党派で全区民の要望があつて、それでゴルフ場をやめて大田区に占用許可を出すということで開放されて、いま野球場すいぶんたくさんできたり、遊具場もできて、きのうあたりも私は朝来るときに目にいたら、川崎側のゴルフ場にはだれもいなければなりません。こっち側の運動場の方は小学校の先生や子ども、こっち側の運動場の方は小学生の先生や子ども、これが子供を連れてきて、あそこで運動させているというような利用があるわけですね。そうするといま局長の言われるのをいうと、足立区がそういう東京観光にゴルフ場として使わせるようになると、こと願つてきましたから建設省は許可しておるところで、だから足立区の方からあればやめてくれ、運動場にしたいからと言つてくれれば建設省としては許可されるということです。

知のよう川崎パブリックだと多摩川ゴルフク

テラだとか東急ゴルフ場、いわゆる私企業と言ふわれていますが、今回の場合は足立区というその町をわれわれは配慮しているわけでございまして、足立区みずからがそういうような申し出がございましたら、また新しい立場で考えるのにひとつもやぶさかでないし、そういう態度でおるわけでございます。現在おるわけでございます。

○春日正一君 それはそれで足立区の方をそろそろせねばいいということですから、そういうことにしても話は進めますけれども、いまさしあたっての問題として、たとえばゴルフ場へおりていくところの道には手すりがあつて年寄りでもおりて行くけれども、そうでない方の、河川敷をおりて行く方の道路には手すりがないんで、年寄りなんかが上がりおりに非常に困る。そんなようなのを区の方から建設省の方にそういう設置をしたいということを願って出れば考慮されるということであります。

体的にどれだけを予定するかという段階には至つております。もちろん現在すでに工事中の場所はそのとおり継続いたします。

○春日正一君 そつすると基地は、建設省としては、基地の跡地というのは都市公園をつくる上において非常に有力な対象にしておる、しかし、それじやどれだけやろうということを数量的に見積もつて計画するということにはなつていない、こういうことです。

○政府委員(吉田泰夫君) そういうことです。
○春日正一君 これは本当は見込んで建設省としてやつてほしいし、そうしなければ恐らく建設省の期待に外れる結果になりはせぬかといふに恐れるわけです。

それで、これは大蔵省の方、見えておりますか。

二月に国有財産審議会で返還財産処理小委員会に大蔵省が提示したというふうに言われている三分割方式といふんですね、これは一体どういうものだか簡単に説明してくれませんか。

○説明員(松岡宏君) お尋ねのいわゆる三分割方式でございますけれども、これは米軍基地の跡地が次々に返還になってまいります情勢の中におきまして、その有効活用についての事務処理を促進するため、関係者間における利用要望の調整の手法といたしまして、ことしに入りまして大蔵省が立案したものでございます。大口の返還基地、すなわち一つの跡地で十ヘクタール以上のものを対象といたしまして、面積を原則として三等分いたします。最初の三分の一を地元地方公共団体、これは都道府県及び市町村になりますが、地方公共団体に活用していただき。次の三分の一を国及び政府関係機関その他全国的規模で活動している特殊法人等で活用する。最後に残りました三分の一は、これは当面留保地といたしまして五年ないし十年間は現状のまま凍結し、将来関係者間でまた相談合って活用を決めていく、こういう考え方でございます。これは首都圏近郊におきます返還基地というものに対する非常に強い需要が関係各方面から

殺到いたしまして、需要の規模は跡地の規模の三倍から五倍、こういうことでございまして、関係者間の調整がなかなかつかず、特にこの関係者間で譲り合つという気持ちで話を進めませんと現実的な解決が困難である、こういう情勢に際会いたしました、現実的な調整の手法ということで打ち出したものでございます。

○春日正一君 それからついでに基地の払い下げの値段の問題ですね。今度米軍基地が移転する、そのため基地の跡地の使用について一律にとにかく金を取るということをお決めになつたようですがれども、そのところをちょっと説明してくれませんか。

○説明員(松岡宏君) 基地に限りません、およそ国有地を処分する場合には財政法九条の原則がございまして、適正な対価を徴収する、これが大原則でございます。したがいまして、一般的に申しますれば、すべて国有地を処分する場合の対価は時価であると、適正な時価であると、こういうことになります。したがいまして、ために申しますが、公共性の高い目的のために転用する場合につきましては、国有財産法によりまして、たとえば公園の場合、無償貸し付けることができる、あるいは国有財産特別措置法に基づきまして、児童生徒急増地域の小中学校に使つ場合は無償貸し付けができる、こ

れは大部分のものが米軍の基地の整理縮小計画に基づいて不用のものが返還になるわけでございまして、その過程におきましては、【理事増田盛君退席、委員長着席】

これは大部のものが米軍の基地の整理縮小計画に基づいて不用のものが返還になるわけでございまして、その過程におきましては、

【理事増田盛君退席、委員長着席】

運びにいたしたいと思っております。

この原則論の審議の過程におきまして、モデルケースということで、二、三の具体的な跡地につきましても三分割方式を前提とした場合の具体的な処理がどんな姿になるであろうかといふうこととも同時に並行的に検討いたしております。これ

は原則論の議論が単なる机上の空論として空転しないよう、具体的な検討も織りませながら考えることも同時並行的に検討いたしております。これ

でござります。そうなりますと、これの扱いとしまして、具体的に公園の場合は半分時価、半分無償貸し付け、児童生徒急増地域の小中学校の場合は半分時価、半分無償貸し付け、高等学校ということで活用していたら場合は半分時価、残り半分については五〇%の割引き売却、こういうことになります。

になりますので、高等學校用地は都合四分の三の時価で買ひ取つてもらうと、こういうふうな扱いになつてゐるわけございまして、最近三分割方式を打ち出したことによつて大口返還基地の跡地の処分が急速に進展し始めましたのですか

八十三万平米、このうち國が約三〇%ですね、これは住宅公団が使いました。それから地元が七

〇%で、公園、学校というよつなことで、これは

姿だと思うんです。

そこで、三分割についてですね、いま大蔵省の方の説明を聞きますと、なかなか需要が殺到して、役所も使いたい、それから自治体も使いたい、そ

れから民間でもほしいというようなことが来てなかなかまとまらぬから、とりあえず三分割して、三分の一は自治体だと、三分の一は国が使つと、あと三分の一は保留しておいて、おいおい話がついたら使うというようにならうに言うけれども、こういう機械的な三分割というよつなことが、これは大臣にひとつお聞きしたいんですけどもどこでも機械的に日本国じゅう當てはめるというよつなことが、果たして国土計画なり、特に都市計画という面から見て妥当なものかどうか。基地というものがいま残つておるということは不幸な事態だつたけれども、とにかく無計画な都市開発がずっとやられてきてですね、再開発もやらなければならぬいろいろな問題が出でているときには、とにかくまとめて残された一つの空地ですね、そういう非常に貴重な土地だと思つんですよ。そういうものをですよ、一つの都市計画に基づいて、ここは何に使つ、ここはどう使つといふようにして位置づけて全体として生かしていくんですね、そういう非常に貴重な土地だと思つんでしまつたら、せつからくの空地がまた殺されてしまうことになるんじないです。私は以前渓野辺の基地の問題をこの委員会で問題にしたことがありますけれども、町の重要な部分が基地でどんと占拠されているというよつなときですね、これが開放されたとしたら、やはり渓野辺の町をこれからどうするかという大きな見地から計画も立て、公園もつくる、商店街もつくる、何もつくるというよつな計画を立て、それに基づいてそこを開発していくと、都市の重要な一部を開発していくと、都市の重要な要素として生かしていくかなきやならぬ。とすれば、それをまとまつたところで、まとまつた今まで都市計画の見地から利用計画を立てるといつことが必要だし、そういう場合に国や自治体やあるいは私企業のいろいろが、これをこう使いたいという意

見があるなら、それは国や自治体や住民というものが時間をかけてもよく話し合つて調整して、都全体の中での空地を有効に生かしていくといふように努力をすべきであつて、いま大蔵省の言つてあるように、もっぱら国有地の処分という安い見地からだけで三分割して、そして、都市計画の中での空地を有効に生かしていくといふ方向に努力をすべきであつて、いま大蔵省は、これは都市政策というものを考える上から見れば、後に非常に悔いを残しまさい行き方じやないか。少なくとも建設関係を担当する大臣としては、そういうものが機械的に適用されていくといふようなことで、この貴重な空間が細切れにされるというよつなことを容認できるのかどうか、その辺の考え方をお聞きしたいんです。
○國務大臣(竹下登君) これは、いま御意見がございましたが、行政ベースで考えてみますときに、國有財産を管理しておるのはこれは当然大蔵省であります。したがつて、その国の行政機構の中で責任を持つてこれが処分の方針を打ち出すというのは、これは大蔵省であるというふうに私は思つておるわけあります。そこで、その大蔵省におかれでそういう行政行為を行つ際に、いわゆる最高の権威者を選ばれて国有財産審議会というものができます。なんでもあります。したがつて、国有財産審議会、ながんずく小委員会までつくつて御検討いたしましたしては、当然のこととしてこれは都市の再開発等に役立たしてもらいたい、こういう意思が強く働くのもこれまた当然のことであります。そこで、われどいたしましては、工場移転跡地等利用協議会というのが、これは私の省内における、そういう法律に基づくものではございませんが、協議会ができるりますので、ここでいろいろ議論をしたものが審議会の中で生かしていたところを、われどいたしましては、金を取ることで生かしていくという立場から、單に大蔵省が基地移転するのに金がかかるから、その金を生み出すためにはというよつなことで金を取るとか、あるいはいまも言つたよつな、三分割といふことは、してもらいたくないと思います。必ずこの問題起りますよ。住民が承知しませんわ、そんなどうしたことしたら。

春日さん御指摘になりましたように、いわば細切れ利用されよつとか、そういうことではなしに、仮にもし、いま三分割案というのは、われわれとしては正式にここでお答えいたしますならば、そういうふうな方向に努力をすべきであつて、いま大蔵省は、これは都市政策というものを考える上から見れば、後に非常に悔いを残しまさい行き方じやないか。少なくとも建設関係を担当する大臣としては、そういうものが機械的に適用されていくといふようなことで、この貴重な空間が細切れにされるというよつなことを容認できるのかどうか、その辺の考え方をお聞きしたいんです。
○國務大臣(竹下登君) これは、いま御意見がございましたが、行政ベースで考えてみますときに、國有財産を管理しておるのはこれは当然大蔵省であります。したがつて、その国の行政機構の中で責任を持つてこれが処分の方針を打ち出すというのは、これは大蔵省であるというふうに私は思つておるわけあります。そこで、その大蔵省におかれでそういう行政行為を行つ際に、いわゆる最高の権威者を選ばれて国有財産審議会というものができます。なんでもあります。したがつて、国有財産審議会、ながんずく小委員会までつくつて御検討いたしましたしては、当然のこととしてこれは都市の再開発等に役立たしてもらいたい、こういう意思が強く働くのもこれまた当然のことであります。そこで、われどいたしましては、工場移転跡地等利用協議会というのが、これは私の省内における、そういう法律に基づくものではございませんが、協議会ができるりますので、ここでいろいろ議論をしたものが審議会の中で生かしていたところを、われどいたしましては、金を取ることで生かしていくという立場から、單に大蔵省が基地移転するのに金がかかるから、その金を生み出すためにはというよつなことで金を取るとか、あるいはいまも言つたよつな、三分割といふことは、してもらいたくないと思います。必ずこの問題起りますよ。住民が承知しませんわ、そんなどうしたことしたら。

春日さん御指摘になりましたように、いわば細切れ利用されよつとか、そういうことではなしに、仮にもし、いま三分割案というのは、われわれとしては正式にここでお答えいたしますならば、そういうふうな方向に努力をすべきであつて、いま大蔵省は、これは都市政策というものを考える上から見れば、後に非常に悔いを残しまさい行き方じやないか。少なくとも建設関係を担当する大臣としては、そういうものが機械的に適用されていくといふようなことで、この貴重な空間が細切れにされるというよつなことを容認できるのかどうか、その辺の考え方をお聞きしたいんです。
○國務大臣(竹下登君) これは、いま御意見がございましたが、行政ベースで考えてみますときに、國有財産を管理しておるのはこれは当然大蔵省であります。したがつて、その国の行政機構の中で責任を持つてこれが処分の方針を打ち出すというのは、これは大蔵省であるというふうに私は思つておるわけあります。そこで、その大蔵省におかれでそういう行政行為を行つ際に、いわゆる最高の権威者を選ばれて国有財産審議会というものができます。なんでもあります。したがつて、国有財産審議会、ながんずく小委員会までつくつて御検討いたしましたしては、当然のこととしてこれは都市の再開発等に役立たしてもらいたい、こういう意思が強く働くのもこれまた当然のことであります。そこで、われどいたしましては、工場移転跡地等利用協議会というのが、これは私の省内における、そういう法律に基づくものではございませんが、協議会ができるりますので、ここでいろいろ議論をしたものが審議会の中で生かしていたところを、われどいたしましては、金を取ることで生かしていくという立場から、單に大蔵省が基地移転するのに金がかかるから、その金を生み出すためにはというよつなことで金を取るとか、あるいはいまも言つたよつな、三分割といふことは、してもらいたくないと思います。必ずこの問題起りますよ。住民が承知しませんわ、そんなどうしたことしたら。

○説明員(松岡安君) 先ほど私の説明の冒頭に申し上げましたよつに、国有地の処分につきましては適正な対価を徴収するというのが財政法の大原則でございます。特に米軍基地という問題につきましては、これは基地の所在する市町村、基地が所存しない市町村との公平の問題ということがござ

います。したがいまして、今回御説明しておりますと、公園にする場合、半分が時価で、残り半分が無償貸し付けという基準によりまして、基地の存在しない市町村との対比でいえば、これはやはり優遇措置が半分適用されているわけございまして、特に義務教育諸学校等のように緊急に設置を要する施設の問題になりますと、国有地のない市町村においては、これは民有地を買収しても何とか準備をしなければならないと、これはもう全額時価であることは言うまでもないところですが、幸か不幸か基地がそこに存在したということですとまつた土地がすっぽりと直ちに利用可能であり、小中学校であれば半分の値段で活用できるということは、これは基地の所在する市町村にとって、それなりのメリットを与えたということにもなるわけです。これを全額無償ということでは余りにも市町村相互間のバランスに欠けるということもございますので、基地に限らず、およそ国有財産全体を通じてのルールとして、このよな形でやらしていくただいているわけでござります。

うなら国の予算で出したらしいんで、何も基地の
あるところの住民に金を出させる必要ないでしょ
う。そつして国有財産、もちろん有償で払い下げ
るということになつておるけれども、しかし、け
さも冒頭でも話のあつたように、国有財産法の二
十二条ですか、それで公園とか学校とかそういう
ものに対するは無償で貸与または譲渡もできると
いうことになつておるわけです。そうしてそういう
う条項こそ、いま地方財政も非常に困難しておつ
て、しかも都市公園をつくらなければならぬと
いうようななときに、最も国家的な見地から使わな
ければならぬ条項でしよう。それを狭めていく方
向になつておるわけだから、だから逆行だと言つ
うんです。後でもう一度私返りますけれども、それ
に。

だから、そういうことで、たとえば自民党的な県
知事が青森県を含めて、知事があれになつていま
すけれども、「涉外関係主要都道県知事連絡協議会」
昭和五十一年二月、米軍提供施設返還後の国有
財産の处分に関する緊急要望書」というようなもの
のを出して意見を述べていますけれども、その中
で「基地返還跡地の国有財産の処分に関し格別の
措置を配慮されるよう強く要望いたしました。大
蔵事務当局の姿勢は、米軍施設返還跡地国有財
産の処分を基地問題の一環として理解することに
欠け、従来の基地返還跡地処分に関する地元地方
公共団体の期待を大きくなづかえすものであり、
今後の基地行政に多大の影響を与えることも予
想されます。」ということで、さつき言つた三分
割方式が出てきたときでしょ、その二月とい
うのは、反対の意見書出して。そつて「四十八
年七月二十七日の国有財産法および国有財産特別
措置法の一部改正の際、返還財産と地域住民をめ
ぐるこれまでの経緯を配慮し、第一義的には、地
元民の利便に供する姿勢が民主政治の理にかな
なつた措置であるとして、米軍提供財産の返還後
の処理については、国民の福祉に役立つ公用、公世
用に優先的にあてるこことを原則として、できるだ
け、住民の意思を反映させ、地域の再開発、住民

福祉の向上等に資するよう配慮すること」とする附帯決議に示された立法府の意向」ということで、国会で附帯決議ついているんですね、そういうふうに言つておる。だから、そういう経緯があつていままで来ておるもの、ここへ来て急に三分割というようなものを出してきて、しかも四十七年からですか、金はきちんと取りますぞといふ方向でやつてくるということでは、いま出でおるような都市公園を拡充していく、いうようななこの政策一つとっても、その方向に逆行するものじやないのか。

建設大臣は大分遺慮しておいでのようだから、私、大藏省に強く言いますけれども、大藏省のそこの金の都合から言えばそうだろうけれども、しかし、それは道理に合わぬことだし、国策全体から見ればやはりこれは逆行的なものじやないのか。そこらの辺を大藏省としては何とか考えられぬものが。

○説明員(松岡宏君) ただいま引用されました衆議院大蔵委員会での昭和四十八年六月二十二日の附帯決議でござりますが、「国民の福祉に役立つ公用・公共用に優先的にあてることを原則」と、こういうふうなくなりがござります。公用、公用の用途に国有地を充てる、特に返還の米軍基地を充てるという大目的を現実的に実現するためにも、地元の地方公共団体あるいは國、政府関係機関、それぞれが最も緊要と考える需要をお互いに調整し合つて、現実的な処理を図つていかなければならぬわけでございまして、ただいま提案いたしております三分割の具体的な中身といったしまして、公用とか公共用でないようなものがこの方式によつて忍び込んでくるというようなことは一切ございません。まさにこの方向を実現するための手法であるということをございます。

それから先ほど建設大臣の方に御質問ございました点でございますが、三分割をやれば細切れになつてしまつ、こういうことでございますけれども、三つに分けるというのは、利用の主体という

観点に立つて区分しているわけでございまして、利用の目的あるいは用途ということでは、これは関係者間が総合的立場から長期的見地に立つて十分相談をいたすということでございます。たとえば公園一つとりまして、国営のものもございますれば県立のものも市立のものもございます。三分割をすれば中身が細切れになってしまつてことではございません。利用の主体はそういうことで調整するが、中身としては長期的観点に立つて十分検討する、こういう話し合いの場合は今後とも残されているわけでござります。御了承いただきたいと思います。

○春日正一君 それじゃ具体的に聞きますがね。東大和の跡地の問題、この利用について三分割方式は適用するつもりなんですか。

○説明員(松岡宏君) 適用する方向で現在具体的な検討も進めているところでござります。

○春日正一君 そつすると、この三分割方式によると、どういう利用になるんですか。

○説明員(松岡宏君) 三分割の大原則がまだ正式に決定したものではございませんが、この東大和の米軍基地跡地につきましては、いわばモルケースということですでに具体的な検討を進めておりまして、大蔵省といたしましては、去る一月の二十日に大蔵省のたたき台とでも言つべき案を東京都に示しまして、東京都が現在地元の東大和市と協議中でございます。

一言具体的に申し上げますと、地元の通勤輸送対策に資するため西武鉄道株式会社、これの拝島線の車両増強のための基地といたしまして一部を活用するということがございますが、この場合西武鉄道の通勤輸送対策は地元の利用なりや国の利用なりやというところが問題でございます。これにつきましてはいわば双方の利用である。こういう観点で、基地跡地の三十四万三千平米から四万三千平米をこの関係として、まあいわば先取りのように除きました、残り三十万平米につきまして三分の一ずつ、十万平米を地元で御利用いただいく、十万平米を国の関係機関で利用する、そして

十万平米を留保地として残すと、こういうふうなたき台を地元に示して検討中でございます。東京都が現在東大和市と協議中の東京都の案も、承るところによれば、西武鉄道についてはこのようない形、それから国のシェアということでは、警視庁の教養訓練施設ということで十万平米を予定いたしております。このような形で東京都と地元東大和市との間での折衝が現在続いていると、こういう状態でござります。

○春日正一君 そうすると、あれですか、いま、これは私の聞き違いかどうか、西武の車両基地というのはそれとして除いて、あとを、残りを三分の一ずつに分けると、こうのことですか。

○説明員(松岡宏君) はい。

○春日正一君 それが、地元が三分の一、その二分の一は移転跡地として有償で譲渡すると。そうすると、これは相当な金になりますね、東大和市としての負担は、大して大きな市じやありませんから。それから國の方は三分の一で、警視機動隊の訓練場に使うと。残りの三分の一は保留すると言……。

○説明員(松岡宏君) 機動隊じやございません。警視庁の……。

○春日正一君 警視庁の訓練基地——これは機動隊と書いてあるけれども、いいでしよう。どちらいいです。

地元では二十七年来一日も早い返還といふことで、平和的、公共的利用ということを求めてやつてきて、そしていまでは市、それから市会、市民挙げて市民大会まで開いて決議もしておりますし、市議会でも決議もしております。これが大きく崩されてきておる。これを見ますと、こういうことになつてゐるんですね。東大和市がつくつた

第二次案では公園、緑地十八・七ヘクタール、それから住宅は抜いて、勤労福祉社会館〇・三、老人授産場等〇・四、重症身障児施設六ヘクタール、それから高等学校等四・九ヘクタール、道路・駅前広場二・七ヘクタール、そういうのを見ておつた。ところが、ことしの一月に国の計画、あなたの方からの申し入れで東京都が出してきた案だとか、公園、緑地が五ヘクタールに減つてしまつてゐる。そしてあと住宅が二・六と新しく入つて、勤労福祉社会館〇・三、それから老人授産場等〇・四、それから重症心身障害児施設五・五、高等学校等二・三と、道路・駅前広場一・九と、多少出入りがあるけれども、こう削られて、一番削られてるのは公園、緑地の十八・七というのが五・〇というよう十三・七ヘクタール削られちゃつて、五ヘクタールの小さなものにいるわけですね。五ヘクタールの小さなものになつて、それがさらに二月十六日にして、それがさらに削られた東京都の案だと、四・五ヘクタールにまた削られてきている。そうして、結局それじやそこの土地がどこへいくかといふと、警視庁の職員教養研修施設ということになつて、正確には、これが十ヘクタールですか。そして車両施設四・三と。それで第二次案ではこれが、警視庁の研修施設が九・四とちょっと減つて、車両施設は四・三と。これで三十四・三ヘクタールということになつてゐるんですね。

そつすると、あなたは別に東大和市の公共の施設に影響ないみたいなことを言つけれども、公園、緑地十八ヘクタールというものが四・五ヘクター、これに削られちまつて、これで影響ないと言えるのか。ほんと四分の一ぐらに削られているわけですね。ほんと公園の面積が。そうしてそれに警視庁の研修所がわりにできると、公園と警視庁の研修所——これは機動隊だつて言われてますが、金曜は地元の市民に開放する、月曜から金曜までをこの所要の国機関としての目的に活用すると、こういうことで話し合はつておるわけでございます。御了承いただきたいと存じます。

○春日正一君 いまの車両の問題ですね、西武の、それはみんなが乗るんだから公共機関だと言つけれども、あれは私企業で當利事業なんですよ。金もつけなんですよ。だからああいうものまで、みんなが使うから公共だつて言えば、食料品産業だからまた、西武の車両施設なんてこれは何だと。されどあなたは、これは國に属する公共か、住民に属する公共かなんて言つけれども、これは私企業であります。當利事業であります。西武の仕事ですよ。

○春日正一君 警視庁の訓練基地——これは機動隊と書いてあるけれども、いいでしよう。どちらいいです。

地元では二十七年来一日も早い返還といふことで、平和的、公共的利用ということを求めてやつてきて、そしていまでは市、それから市会、市民挙げて市民大会まで開いて決議もしておりますし、市議会でも決議もしております。これが大きく崩されてきておる。これを見ますと、こういうことになつてゐるんですね。東大和市がつくつた

公共じゃないですよ、これは。だからそこらが問題なんだ。公共だつて言つて、電車の置き場を公施設でござりますなんて、公園なんかと同じに扱われたまるものじやない。

○説明員(松岡宏君) 地元住民の方々の通勤輸送対策ということで、西武鉄道の車両を、從来六方の方からの申し入れで東京都が出してきた案だと、公園、緑地が五ヘクタールに減つてしまつて、前広場二・七ヘクタール、そういうのを見つけておつた。ところが、ことしの一月に国の計画、あなたの方からの申し入れで東京都が出してきた案だといふ。そしてあとと住宅が二・六と新しく入つて、勤労福祉社会館〇・三、それから老人授産場等〇・四、それから重症心身障害児施設五・五、高等学校等二・三と、道路・駅前広場一・九と、多少出入りがあるけれども、こう削られて、一番削られたのは公園、緑地の十八・七というのが五・〇というよう十三・七ヘクタール削られちゃつて、五ヘクタールの小さなものにいるわけですね。五ヘクタールの小さなものになつて、それがさらに二月十六日にして、それがさらに削られた東京都の案だと、四・五ヘクタールにまた削られてきている。そうして、結局それじやそこの土地がどこへいくかといふと、警視庁の職員教養研修施設ということになつて、正確には、これが十ヘクタールですか。そして車両施設四・三と。それで第二次案ではこれが、警視庁の研修施設が九・四とちょっと減つて、車両施設は四・三と。これで三十四・三ヘクタールということになつてゐるんですね。

そつすると、あなたは別に東大和市の公共の施設に影響ないみたいなことを言つけれども、公園、緑地十八ヘクタールというものが四・五ヘクター、これに削られちまつて、これで影響ないと言えるのか。ほんと四分の一ぐらに削られているわけですね。ほんと公園の面積が。そうしてそれに警視庁の研修所がわりにできると、公園と警視庁の研修所——これは機動隊だつて言われてますが、金曜は地元の市民に開放する、月曜から金曜までをこの所要の国機関としての目的に活用すると、こういうことで話し合はつておるわけでございます。御了承いただきたいと存じます。

○春日正一君 いまの車両の問題ですね、西武の、それはみんなが乗るんだから公共機関だと言つけれども、あれは私企業で當利事業なんですよ。金もつけなんですよ。だからああいうものまで、みんなが使うから公共だつて言えば、食料品産業だからまた、西武の車両施設なんてこれは何だと。されどあなたは、これは國に属する公共か、住民に属する公共かなんて言つけれども、これは私企業であります。當利事業であります。西武の仕事ですよ。

○春日正一君 警視庁の訓練基地——これは機動隊と書いてあるけれども、いいでしよう。どちらいいです。

地元では二十七年来一日も早い返還といふことで、平和的、公共的利用ということを求めてやつてきて、そしていまでは市、それから市会、市民挙げて市民大会まで開いて決議もしておりますし、市議会でも決議もしております。これが大きく崩されてきておる。これを見ますと、こういうことになつてゐるんですね。東大和市がつくつた

公共じゃないですよ、これは。だからそこらが問題なんだ。公共だつて言つて、電車の置き場を公施設でござりますなんて、公園なんかと同じに扱われたまるものじやない。

○説明員(松岡宏君) 地元住民の方々の通勤輸送対策ということで、西武鉄道の車両を、從来六方の方からの申し入れで東京都が出してきた案だと、公園、緑地が五ヘクタールに減つてしまつて、前広場二・七ヘクタール、そういうのを見つけておつた。ところが、ことしの一月に国の計画、あなたの方からの申し入れで東京都が出してきた案だといふ。そしてあとと住宅が二・六と新しく入つて、勤労福祉社会館〇・三、それから老人授産場等〇・四、それから重症心身障害児施設五・五、高等学校等二・三と、道路・駅前広場一・九と、多少出入りがあるけれども、こう削られて、一番削られたのは公園、緑地の十八・七というのが五・〇というよう十三・七ヘクタール削られちゃつて、五ヘクタールの小さなものにいるわけですね。五ヘクタールの小さなものになつて、それがさらに二月十六日にして、それがさらに削られた東京都の案だと、四・五ヘクタールにまた削られてきている。そうして、結局それじやそこの土地がどこへいくかといふと、警視庁の職員教養研修施設ということになつて、正確には、これが十ヘクタールですか。そして車両施設四・三と。それで第二次案ではこれが、警視庁の研修施設が九・四とちょっと減つて、車両施設は四・三と。これで三十四・三ヘクタールということになつてゐるんですね。

そつすると、あなたは別に東大和市の公共の施設に影響ないみたいなことを言つけれども、公園、緑地十八ヘクタールというものが四・五ヘクター、これに削られちまつて、これで影響ないと言えるのか。ほんと四分の一ぐらに削られているわけですね。ほんと公園の面積が。そうしてそれに警視庁の研修所がわりにできると、公園と警視庁の研修所——これは機動隊だつて言われてますが、金曜は地元の市民に開放する、月曜から金曜までをこの所要の国機関としての目的に活用すると、こういうことで話し合はつておるわけでございます。御了承いただきたいと存じます。

○春日正一君 いまの車両の問題ですね、西武の、それはみんなが乗るんだから公共機関だと言つけれども、あれは私企業で當利事業なんですよ。金もつけなんですよ。だからああいうものまで、みんなが使うから公共だつて言えば、食料品産業だからまた、西武の車両施設なんてこれは何だと。されどあなたは、これは國に属する公共か、住民に属する公共かなんて言つけれども、これは私企業であります。當利事業であります。西武の仕事ですよ。

使つて十萬はとつておくといふような便宜的な形で分断してしまつということは、東大和の市をつくつていくといふ上でもやはり今後悔いを残すようになるわけだ。

だから、私は大臣にお願いしたいのは、東大和市は市長さんを初め市議会もこの東京都の計画には反対だと言つて、あくまで全面的に基地の跡地

を町づくりのために使わしてほしいということで運動しておりますよ。だから、当然大臣のところにもあるいは陳情にも行かれると思いますけれど

も、そういう点を十分東大和市の実情といふようにのを知つておられて、そして機械的に三分割だ

というようなりでなくて、本当に都市計画から見て合理的なその土地の使い方といふようなものができるようにならざりしに大蔵省とも折衝して、そしてこの土地を生かすようにひとつ力を出してほしいと思

うんですけども、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 基本的にはまずやつぱり何

と申しますよ、跡地、国有財産審議会においていま検討をされて、そして日ならずしてと申しますか、月ならずして結論が出る、その結論の出る前に私がとかくの論評をするわけにいかぬと、こ

う思つんのですよ。それで、その結論が出てオーリライズされてくる、そうすれば当然のこととしてこれは市の方が東京都の方といろいろその中で自分の御要望が生かされるよつな協議をされるとありますよ。それに対して指導助言といふと口はばつたいたい言ひ方でござりますが、そういうことをするのにはいささかも私どもはちゅうちょ遙

巡する何物もありません。それと同時に、これが三分割であれ、その言葉は別といたしまして、そ

ういう国有財産払い下げの基本方針がオーソライズされた後、だからといって、この三分の一分のいわば保留地とでも申しましようか、そうしたものが将来の都市改造の中で無計画のままでやら

と利用されるものではない。当然そこには総合性のあつたこの町づくりの基盤に立つて、どういう機関ができますかこれは私もいまわかりません、どういう協議会ができるのかそれはわかりませ

んが、総合的な計画の中において新しい都市の改

造、都市開発というものができていくわけでありましようから、それに対して強力な指導助言を何

を何らかの邊は、そういうものが仮に国有財産

ソライズしない前にとかくの論評をすることは本

題、審議会といふオーソライズされる機関がオーソライズしない前にとかくの論評をすることは本

問題としては私が申し上げたとおりであります。

○春日正一君 まあ大臣のことはわかるんだけれども、私は不安になるのは、三分割されると

いうその枠の中で、十万平米の中はどうするか、こうするかといじるのと、三十万平米の中でどう

するか、こうするかといじるのでは、大分スケール

においても質においても都市計画の内容が変わ

ってくると思うんですよ。だから、いま東京都でやつ

ているのは、その三分割された十万平米の中でこ

れはどうしようかといつていいじっているから、地元

ではとてもそれじや受け切れぬといって反対して

いるわけですね。それで、あと十万平米残ると、

これどうするかといふ問題もあるわけですから

も、そういうことですからね、だからあくまで建設省としてはやつぱり東大和市――具体的にこの

例で言えば東大和市といふものの町づくりを合理的にできるようになりますといふことが、これは建設

省の立場だらうと思うんですよ。だから、そういう

う立場からこの跡地の利用をどうするかといふこ

とを考えて口も聞いていただきたい。

そこで、私に言わせれば、決まる前だからさつ

さとやつちました方がいいじゃないかと、こうい

う考えもあるんですがね。決まらぬうちにやつち

まつたらどうだと。しかし大臣は、決まる前にか

れこれ言うのはと言われますから、それはそれと

から、そういうものに即してどうするかといふこととを国と都道府県、あるいは市町村と地元の住民と一緒にになって意見も出し、検討もして決めていくというのが町づくりのこれは原則だし、またそれから外れりや矛盾が出てくるわけですから、だらちゅうちょ遠巡するものではない。ただ、私どもやはり政府として、私は從来からもそうした間隔としては私が申し上げたとおりであります。

○委員長(中村波男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、三治重信君が委員を辞任され、その補欠として中村利次君が委員に選任されました。

○委員長(中村波男君) ちょっとと速記をとめて。

○委員長(中村波男君) 御異議なしと呼ぶ者あり

他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めで御異議ございませんか。

○委員長(中村波男君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中村波男君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村波男君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○小谷守君 私は、ただいま可決されました都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

公共全体の中での位置づけになるとかそう

いう問題は別といたしまして、総合的な東大和市

の新都市開発というものに対する強烈な関心を持ち、これに対して求められれば助言指導をする

にやぶさかでないと、こういうことは私もお約束して結構であるといふふうに思つております。

○春日正一君 いや、終わります。

(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について万全の措置を講すべきである。

一、公園・緑地の整備の緊急性にかんがみ、事

業量の拡大を図るとともに、地方公共団体の

〔理事増田盛君退席、委員長着席〕

折々私的にはいろいろ話し合いをしておりますし、建設省部内の財政担当と大藏サイド、経済企画庁サイドとの接触も今日行われておりますけれども、伝えられるように、平年ベースといたしまして、大体六二・三%というものが平年ベースでござりますものの、いま何といいますか、今日まで事前後方協議というようなことで先生方にある種の激励をいただく中に諸準備を行わせていただいいた今日、率直に言つて、いまブレーキがかかるような状態になつていなかつたのがわが省の状態でありますので、これをニュートラル、いわば自然体とかいう言葉を使つておりますけれども、早期発注というものが結果として実現し得たということは十分確信を持つておりますし、また諸般の経済上の推移を見ながら、確度の高い目標といふものをいつかは設定して発表しなきやならぬ。いまのところはニュートラルな形でしばらく情勢を見るといふことも、財政運営全体の立場から言えばやむを得ないことではなかろうかと、こういふふうに考えておるところであります。

○松本英一君 依然として失業者が百万人の大台を超えております。なお雇用不安が存在しております

四年九月の十月の十七日付地方自治法施行令改正によりまして、国並みの四〇%の前払い金が、国に並みになるよう地方公共団体が三〇%から四〇%に上がつた事実を考えてみますと、これは公共事が景気対策の前面に押し出されながら、実質的にはほとんど増加ではありません。最近の資材や労務費の値上がりを見込めば、むしろ工事量としては減少の傾向を続けております現状で、公建設業界にとっては死活の問題であります。現時点で、上半期七〇%発注の線を確保し、下半期には、その当否は別として、本年度予算に初めて計上された一千五百億円の公共事業等予備費を積極的に活用し、公共事業の実質的な工事量の拡大を図るべきと考えますが、建設省の御所見をお伺いいたします。

○國務大臣(竹下登君) 公共事業の早期発注に対する私に対して御鞭撻と受け取れる御質問がます最初にありました。私いたしましても、事態の推移、いままあ慎重にこころ間合いをとつておるつゝであります。こういう問題につきましては、いわゆる国民全体に与える心理的影響の中で、急速にととえ株価に影響をもたらしたり、あるいは物価に短期的であれ影響をもたらしたりといふふうに考えておるようになります。しかし、私はもういろいろな疑問を感じてみました。しかしながら、予見しがたいものに支出される予備費といふものがいわば自己抑制を図つておる限りであります。さて、これを使うということの時期、あるいはそれをいつ決めるべきかということになりますと、まさに予備費というものの性格からして予見しがたいということであり、そして経済状況の推移を見なければ決められないことございまして、いまの日私なりに、政府全体の姿勢の中で公共事業の早期発注を声高らかに唱へるかといふことについては、確かにいま間合いを見ておるところです。しかし、私もこの公共事業担当の最高責任者としての地位をはからずもいただきます。しただけに、これに対するところのこの早期発注と

なお、最近発表されました公共工事前払い金、保証会社の五十年度の取扱い高でも、再度にわたる不況対策、大型補正の実施にもかかわらず、地

言つてみれば千五百億円の色つき予備費も物価上昇の中へ吸収されてしまふんじやないかといふ

う理屈は、これはいつの世でも言えるわけでありますので、十分御説明を体して対応してまいり

たいといふふうに思つわけあります。

さらに、先生御指摘のとおり、物価上昇の場合、業を含めて公共事業を極力圧縮しようとしていることであります。公共事業における補助事業の割合が増加しておる今日、地方公共団体の協力がなければ事業の円滑な執行は不可能であります。地方公共団体の財源対策を含めてどのような対策を講じておられるか、本省の御報告を願いたいと思

論も確かにござります。これは経済の短期的見通しの中でどういふうに理解すべきかは別問題といたしまして、私も色つき——まあ色つき予備費

というのは私が表現した言葉であります余り適切な言葉ではございませんけれども、予算委員会の議論の中でも、こついうものがあるならば、考

え方の一つとしては、私はむしろ公共事業費の中へぶち込んでおいて、そしてその四・数%を執行を停止しておけば済むことではないかという考え方にもありました。それからいま一つは、それがほど緊急なものであるならば、たとえ臨時国会を召集して、半日、半日でも通していただける性格のものであるという意味において、これが予備費としてこの予算書の中に計上されておるというこ

とに私もいろいろな疑問を感じてみました。

しかししながら、予見しがたいものに支出される予備費といふものがいわば自己抑制を図つておる限りであります。さて、これを使うということの時期、あるいはそれをいつ決めるべきかということになりますと、まさに予備費というものの性格からして予見しがたいということであり、そして経済状況の推移を見なければ決められないことございまして、いまの日私なりに、政府全体の姿勢の中で公共事業の早期発注を声高らかに唱へるかといふことについては、確かにいま間合いを見ておるところです。しかし、私もこの公共事業担当の最高責任者としての地位をはからずもいただきます。しただけに、これに対するところのこの早期発注と

さるに、先生御指摘のとおり、物価上昇の場合、業を含めて公共事業を極力圧縮しようとしていることであります。公共事業における補助事業の割合が増加しておる今日、地方公共団体の協力がなければ事業の円滑な執行は不可能であります。地方

公共団体の財源対策を含めてどのような対策を講じておられるか、本省の御報告を願いたいと思

います。

○國務大臣(竹下登君) いま具体的な問題について御説明申し上げます。

○政府委員(高橋弘篤君) 先生のおっしゃるとお

り、公共事業をやります場合に地方公共団体の協

力が必要でございます。その場合一番問題は地方

の財源問題でございます。昭和五十年度におきま

してもいろんな措置をすでに講じてきてまいって

おります。しかし、五十年度の当初はいまの税収

の不足その他いろんな事情からしまして、当初予

算の組み方が骨格というよつたものであつたわけ

でございます。五十年度は私どもも最初からこ

れは骨格予算じゃなしに、実のある予算を組みた

いということで指導してまいっております。自治

省もそういうふうに指導してきております。具体

的には措置をいたしまして、五十年度におきまし

ては、地方交付税の不足に対しまして国の資金連

用部資金から低利でこれを貸し付けるとか、また

臨時地方特例交付金を交付するとか、財源の不足

対策の起債を認めるとか、またその起債について

のいろんな利子補給その他を考えるとかいうふう

な措置を考えるとともに、また地方債につきまし

ての従来充当率が二〇%から四〇%ぐらいだつたわ

けでござります。これを九五%に引き上げると、

特に道路につきましては、臨時に市町村の道路整

備二千億を認めるというよつたもの、それから道

路関係の地方税は御承知のように、たとえば地方

いろいろそういう措置を講じましたので、五十

一年度の各県の予算の計上状況は、昨年は相当骨

が、それであるならば、問題となりますのは、地

方の公共団体が財政難を理由に、国の補助対象事

業を含めて公共事業を極力圧縮しようとしている

ことであります。公共事業における補助事業の割

合が増加しておる今日、地方公共団体の協力がな

ければ事業の円滑な執行は不可能であります。地

方公共団体の財源対策を含めてどのような対策を

講じておられるか、本省の御報告を願いたいと思

います。

○松本英一君 竹下大臣は、事業費の配分に當

ては、もう私が絶えず主張しております、いわゆる

業界等の実態を私なりに直接間接に聞かされてお

りますがゆえに、これを早期にいわば執行凍結解

除のよつた形の方向が望ましいということを私な

りには感じておりますことを素直に申し上げてお

答えいたします。

○松本英一君 竹下大臣は、事業費の配分に當

たつて、從来の大都市偏重を改めて、できるだけ

地方に重点を置き、地域的な格差がないよつて配

慮する意向であるやにお聞きいたしております

が、それであるならば、問題となりますのは、地

方の公共団体が財政難を理由に、国の補助対象事

業を含めて公共事業を極力圧縮しようとしている

ことであります。公共事業における補助事業の割

合が増加しておる今日、地方公共団体の協力がな

ければ事業の円滑な執行は不可能であります。地

方公共団体の財源対策を含めてどのような対策を

講じておられるか、本省の御報告を願いたいと思

います。

一八

格子算で、さつき申し上げたように非常に低い当初予算の計上でございましたけれども、五十一年度はわずか五、六県が昨年の予算よりも少なくなっております。大部分のところは相当上回った予算計上になっている次第でございます。今後も関係の方面とよく連絡とりながら地方財源措置についていろいろ努力してまいりたいと思います。

○松本英一君 公共事業の円滑な執行に当たつて、十分な資材対策の実施が不可欠であります。最近の主要建設資材の価格の動向について御説明を願いたい。また、公共事業の発注官庁として建設省はどのような資材対策を実施しておられるかについても説明を願いたい。五十一年度の建設資材の需要見通しはどうなっておりますか。通産省は、新年度から主要建設資材について需要予測を公表して資材の安定供給を図る一方、必要に応じ生産調整を指導するやに伝えておられます。もしこれが悪用されると、資材の高値安定のおそれもありますが、この点、通産省とのよろしく御協議をなさっておられますか。鉄鋼あるいはセメント、生コン等についてのそれらの御協議について御報告をいただきたいと思います。

○政府委員(大塙洋一郎君) まず最初に、主要建設資材の価格の動きにつきまして申し上げますと、四十九年の二月をピークといたしまして、その後需要抑制等の浸透によりまして五十年の十一月まで大体統落の傾向を続けてまいりました。この五十年の十一月というのが底と言つことがであります。その間にありますて、資材のメー

カーサイドは、需要が不振である、あるいは石油の価格等が原因でコストアップによって経営が苦しいというようなことで五十年の秋、ちょうど底になりましたところから不況カルテル等による生産調整を実施したのでございまして、鋼棒、セメント、生コン等について、それぞれ五十年の九月、五十年の十一月、五十一年の一月と相次いで実施されたのであります。その結果、需給関係はやや引き締まつてしまひまして、その後セメント、

鋼棒等の輸出の面におきましても回復が見られました。資材全般としましての市況は、五十年の十一月の底と先ほど申し上げましたその底から反騰に転じて、五十一年の三月現在、現時点からいうと一ヶ月前最新的の資料で申しますと、五十年の十一月の底から見ますと、大体五・九%回復したにとどまっています。一二・数%落ち込んだその後から見れば、それだけ回復しておりますけれども、なおその程度の回復を示したということでございまして、まあこの値動きは、われわれとしてはやや安定的な動きというふうに解釈しておるわけでございます。

それから資材対策につきましての建設省の基本的な姿勢につきまして申し上げますと、建設省の所管しております建設業は、セメントにしろ骨

材、木材、あるいは鉄鋼にいたしましても最大のユーリーになつております。したがいまして、こ

の資材対策につきまして安定化を図つていくといふことは非常に大きな課題と考えております。

建設資材の需給の安定のためには、やはり年間を通じましてその総需要の予測ということを確実に

これを行うということが、把握するということが必要であります。これによつて業界を指導してまいります。

そこで、五十年度に比較的精度の高い原単位調査というものを行いました。それに基づきまして、五十年度からは、より精度を高めた需要の予測を行いたいと考へています。それを行つたために、

五十年の七月からは毎月の地域別、品目別の価格動向調査というものを実施しておる次第でござい

ます。三番目に、やはり安定化を図りますために

は、できるだけスポット買いというような形でなく、長期的な安定的な取り引きを推進すること

が必要であります。特に中小企業に対しまして

は、共同購入によつてその促進を図つてまいりたい。さらにまた、最後に資材メーカーによる不正なカルテルを防止いたしましたために、通産省、公

取あるいは関係業界と常時密接な連絡をとりながらその調整を図つてしまいたい。これがその基本的な資材対策の姿勢でございます。

○松本英一君 次に、最後の五十一年度の需要見通しについて申しますと、五十年度の予測といたしましては、まずセメント六千七百万トン、それで大体伸び率が五・三%、骨材が四億九千三百二十万立米、五・四%増でございます。それから生コン一億三千九百八十万立米、六%の増、それから鋼材二千七百十万吨でございまして、五・一%増でございます。

○松本英一君 次に、中小建設業者の受注確保について質問をいたします。竹下大臣は所信の中で、

事業の執行に当たつては、中小建設業者の受注機会の確保に十分意を用いること述べられておられま

すが、これらの受注確保については、仮谷前建設大臣が非常に努力され、分割発注の推進、ランク

制における優良中小建設業者の優遇措置、共同企

業体制の活用、事業協同組合の活用等について、最近再度次官通達等を出され、積極的に指導

されたことに敬意を表するものであります。実際には中小業者の受注機会が多い地方公共団体の工事発注が、財政難を受けて大幅に減少している

ことなどによつて、その実効が上がつてないばかりか、むしろ建設省直轄工事による等級別、いわゆるランクによると、Aランク三億円以上、B

ランク一億二千万から三億、Cランク三千万から一億二千万、Dランク一千万から三千万というふ

うにランクづけられておりますが、これらの中ではAランクの業者が七千八百万の工事をとつておる

といふ事実は、場所あるいはだれそれということも申しません。これはCランクに値する工事であ

りますが、そういう直近上下とはいえ、AランクがCランクに出でることについての実情をよく

御承知いただきたいと思います。これらの事実をどれだけ正確に承知されておるか。さらにこれま

で出された中小業者の受注確保に関する通達等をどの程度実行しているか、調査されたことがありますか。早急に実情調査の上、徹底化について再度御指示をしていただきたいと思いますが、当局の御決意のほどをお伺いいたします。

○國務大臣(竹下登君) 次官通達を出してしまして、また再度いよいよ本番が始まりますので次官通達を出して、さらに徹底を期したいというのが私の決意であるには変わりないわけであります。で、私は自身も最近いろいろなお方からいろいろな話を聞くわけであります。が、経済見通しと月例経済報告等から見ますと、最近いわゆる中小分野の信用保証会の契約高から見た場合に、ある程度受注額が伸びておるというようなまあ趨勢としてこれを見出すことができるわけであります。

それから、ところによつては、これは私に対しても多少おだてかもしませんが、建設省は姿勢としては分割発注であるとか、あるいは上のランクがいやしくも下へおりてはならないと、下が上に上がるようにしてしまうことを、それなりにその趣旨が徹底しておる感がござります。しかししながら、あなたは公共事業の言つてみれば、それぞのの所管は違うにしても、総括的な責任者として、もっと他のところに対しても、たとえば方針をお伝えになつたらいいじゃないですか、労働者の雇用促進事業団等に対しても分割発注の方針をお伝えになつたらいいじゃないですか、労働者からも、金額を決めた上でひとつ分離発注にさしていただくようにいたしますので、具体的には建設省の方がおなれになつておるから、また相談いたしたいと思いますという趣旨のことを労働者からも、金額を決めた上でひとつ分離発注にさしておられます。しかしながら、それの実態をすべくしておられます。しかし、それらの実態をすべて私が詳しく承知しておるわけでもございませんし、具体的な問題につきましては官房長からお答えをさせることをお許しいただきたいと思いま

り、また大臣からお答え申し上げたとおり、いろんな点についてわれわれやつておるつもりでございます。その内容につきましては、確かに内容もいろいろござります。また、調査の仕方もむずかしいものもあります。統計とか調査になじまないものもあるわけでございます。しかしながら、全般的には中小企業の契約率、その全体の動きといふのを私ども把握しているつもりでございます。たとえば建設省直轄事業の場合におきましての中小の契約率は、金額で四十七年が三一・二%、四十八年三一・五%、四十九年が三七・七%でございました。五十年におきましては、計画は四〇・五%であつたわけですから、実際、実績は四四・四%というふうに相当順次でございますが、徹底していただけると思います。

それから、いまの五十年度は全体わかりませんで、上半期の分だけでございます。

それから、たとえば先生のおっしゃいました直轄事業につきましてのA,Bの業者以外のC,D,E、いわゆる中小ですね。これを見ますと、件数にして、四十九年の第三・四半期まで、五十年の第三・四半期まで比較しますと、四十九年が八〇・七%、八六・六%、金額にしましても同じく四九・六%から五八・五%ということで、相当実績が上がつてきておると思うわけでございますが、五十一年度の予算が成立いたしましたので、この事業施行に当たりましても、再度その受注機会の確保につきまして十分に指導を徹底することにいたしたいと思います。

○松本英一君 中小建設業者の受注確保政策の一環として、本省は、この四月から地方建設局の工事事務所が発注する公共工事の契約限度額を、大幅か小幅か知りませんが、引き上げたと言われていますが、引き上げの内容を土木、建築に分けて説明をされたいし、また、これによる工事事務所限りで発注できる契約高は直轄事業の何割程度になるかを説明願いたいと思います。

○政府委員(高橋弘蔵君) ことの四月から御指摘の工事事務所の契約権限を引き上げたわけですが、いろいろございます。

○松本英一君 昨年の七月に発足を見ました建設業振興基金は、建設業の近代化、合理化を促進し、その体质の改善強化に資するため、債務の保証、共同事業に対する助成、中小建設業の経営指導等を行つことになりますが、現状では実績についてどのようになつておりますが、御説明を願いたいと思います。また、基金が中小建設業の協業化についてどの程度の役割りを果たしているか、御説明を願いたいと思います。また、基金が中小建設業の協業化についてどの程度の役割りを果たしているか、御説明を願いたいと思います。また、基金が中小建設業の協業化についてどの程度の役割りを果たしているか、御説明を願いたいと思います。また、基金が中小建設業の協業化についてどの程度の役割りを果たしているか、御説明を願いたいと思います。また、基金が中小建設業の協業化についてどの程度の役割りを果たしているか、御説明を願いたいと思います。

○松本英一君 例といたしましては、発足後日も浅いので例も少ないのでございますが、協同組合の協同組合活動の活発な動きが随所で見られ、件数でございましたけれども、これはいま資料がございませんが、この件数について申し上げますと、土木工事にかかる工事だと測定だと測量、こういうもの、土木工事につきましては従来の比率からいきますと八四・一%、これが今度は九〇・七%ということに件数になります。當総工事につきましては四八・七%が五八・九%ということになります。

○松本英一君 それでございましたけれども、これはいま資料がございませんが、この件数について申し上げますと、土木工事にかかる工事だと測定だと測量、こういうもの、土木工事につきましては従来の比率からいきますと八四・一%、これが今度は九〇・七%ということに件数になります。當総工事につきましては四八・七%が五八・九%ということになります。

○松本英一君 また、基金が債務保証を行いました共同事業の設置であるとか、パネルコンクリート板の建設であるとか、あるいは建設業団体の共同訓練所の設置であるとか、これらの施設を軸に協同組合の活動が活発に行われるのに役立つているというふうに考えておる次第でございます。

次に、五十一年度の業務計画の概要でございますが、五十一年度といたしましては、債務保証といふいたしまして三百億円の枠を用意いたします。それから共同施設の設置に対する助成対象額として二十五億円を予定いたしております。それから調査指導業務費といつしまして五千万円を考えておりまして、なお調査項目といたしましては、今までの実績といつしましては、ただいま御質問のありました債務保証額につきましては十三億四千六百五十万円であります。また、共同施設等の助成額のあつせん額は四十一億七千万円となつておられます。これらはいずれも不況下にありまして共同施設等の意欲が多少いま減退している時期でもあります。これらはいずれも不況下にあります。また基金が発足後間もないというようなことがあります。これが建設工事の請負契約の適正化のため、標準下請の契約額の適正化を努めてまいります。

○政府委員(大塩洋一郎君) 建設工事の請負契約の適正化の具体的な中身といたしましては、建設業の体质を改善いたしまして、建設業法の適切な運用によつていわゆる重層下請を極力は正改善する、重層下請をなくするというふうな方向をとりたいということが一点でございます。それからもう一つは、建設業の振興基金の活用によりまして、ただいま申し上げました債務保証、あるいは融資あつせん、あるいは経営改善指導等を行いまして、企業の合理化、経営の合理化、あるいは労働環境の改善を図りますとともに、事業協同組合等の協業化、共同化を図つてまいりたい。第三番目には、いま一番重要な問題とされております建設労働力の問題であります。建設労働力の確保、なかなか最近若年層あるいは技能層の問題が頭著になつております。その確保及び定着化を推進いたしますとともに、労働福祉の向上に資するための労働条件の改善とか、あるいは職業訓練の充実、直用・常用化の推進等につきまして、これは建設省だけではなく労働省その他の諸官庁と力を合わせまして対策を図つてまいります。

い。こういう事柄を内容としておる次第でござります。

○松本英一君 長期に及びます経済不況を反映して、公共事業についても採算性を無視した受注が非常に多くございます。このまま放置すれば請負契約の適正な履行が確保されなくなるおそれが発生しております。そこで、建設省は、竹下大臣の意向を受けて、官房長通達により、四月一日から直轄工事について低入札価格調査制度を採用することにされておりますが、この制度の目的につきましては承知をいたしておりますが、運用、対象等について具体的な説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋弘篤君) これが会計法の二十九条の六に基づいてできたものであることはもう御承知のとおりでございます。もう時間の関係で詳しくは申し上げません。御指摘のいまの政令の八十五条の基準との関係はどのように理解すればいいか、御説明を願いたいと思います。

○政府委員(高橋弘篤君) これが会計法の二十九条の六に基づいてできたものであることはもう御承知のとおりでございます。もう時間の関係で詳しくは申し上げません。御指摘のいまの政令の八十五条の基準でございます。御承知のように、八十四条には具体的に、この適用のあるものが一千万以上のものということになつてゐるわけですが、その場合におきまして、各省各府の長、建設省の場合には建設大臣が基準をつくる。それは、この目的である契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準でござります。その基準を今回定めたのでございます。その基準は具体的には、たとえば、土木工事に例をとりますと、入札価格が予定価格の設定に当たって作成する設計計算書の中の直接工事費の額よりも低い場合、以下である場合といふことになつておるわけでござります。大体これは通常の土木工事の場合には平均およそ七〇%から八〇%ぐらいということでございます。そういう基準以下の場合には契約担当官等がこれを調査して、そつとしてそういうおそれがあるという場合におきましては、御承知の契約審査委員に三人おりまして、これに意見を聞いた上で、それを落札しない、契約しないということが多いと、妥当で

あるという場合におきましては、そのものを落札しないで次の順位者を落札者とするという内容になつておるわけでございます。

○松本英一君 それで、この昭和四十九年度、五十年度——五十年度の入札価格の動向について、予定価格と入札価格との関連についてその実情を調査されておられるのか。おられるならば御報告を願いたいし、採算性を無視した低価格落札については建設法を積極的に活用し、強力な指導を行なうべきだと考えておりますが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) いわゆるダンピングと表現をさしていただきましよう。いま先ほど官房長が御説明申し上げております問題につきましても、私なりに地方議会の経験を持つておつて、いわば地方議会にはこのローアーリミットというものが存在しておつて、国の工事にはローアーリミットというものが法制上存在していないというふうに対する矛盾を折々話をいたしておつたわけであります。それが必ずしもむしろ——とはい、まだ実際問題としては地方のローアーリミットよりも低いことになるわけでござりますものの、政

○松本英一君 いま大臣から御答弁がありました

中で敷札のことがありました。この入札に関しましての問題点はこれから研究をなさるよう

ござりますが、低入札価格につきましては、今度は逆にダンピングでなくて、その敷札そのものを

上に置いていくのをこれをわれわれでは通称馬乗りと言つております。一番最低の札、そして二番、三番、四番、これがだめで五番目に敷札を置いていくのを馬乗りと言います。これから調査される上ではそういうこともよく御研究をなさつていただけたかどうか、御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) これが、私もこうした問題につきまして、私の身近なところでも、これはまさに町村工事でございましたけれども、一つ私

でありますし、その中で、特に不用額といふものの中に、いわゆるこの落札価格と敷札との

差額というものが不用額の中へあらわれてくるわけがあります。それを大変心配しておりますから、それに対しては私なりに喜んでおります。ただ、

全体をフォローするということも、短期間のまた大臣という立場でなかなかできなかつたので、いろいろな御質問を想定しながらこの営繕工事だけで見てみますと、私が見たところ若干このダンピング

が安心したという一つの要因であります。

○松本英一君 建設業法が改正され、施行された

四年になりますが、その大きな柱である下請業者の問題につきましては、中で少しなるほど

無理したかなあと思われる原因是、決算の上ではわが省に出ない、ほかから委託を受けた工事の中で

そういうのが二件ほどありました。これは決算の上では出る問題でございませんけれども、委託

を受けおつたことは事実でございますので、素

りしからいま一つの問題は、中で少しなるほど

保護の規定は十方に機能していないと言われてお

ります。下請契約のモデルとなる標準約款作成の

作業を急がなければならぬとを考えますが、建設

省においては、この問題に關する御所見を伺いたいし、現在、中央建設業審議会の企業合理化小委

員会で標準約款づくりが進められていると聞きましたが、いつころを日途に作業が進められているか、また、その内容はどうなものであるか、骨子を御説明願いたいと思います。

○政府委員(大塩洋一郎君) 現在の標準下請契約は昭和二十五年の九月に決定されまして以来ほとんど中身は一度改正がありましたが、ほとんどの部分はほとんど手直しなされずに今日に至つておるような次第でございまして、建設工事におきましては特に文書によらない契約が一部に見られます。往々に見られます。また、契約内容におきましても元請、下請間の片務性と申しますが、そういう力関係というものがありまして、契約上あるいは施工上の紛争が多いのが実態でござります。こうしたことから改正作業が急がれておりまして、昭和四十八年の六月以降、中央建設業審議会の法制小委員会、それの専門部会におきまして鋭意検討を続けているところでございます。

その大体の審議のめどはことしの秋ころ、あるいは本年度中には結論が出ると思いますが、その結論を待ちまして、この審議会は独立の官庁でござりますからこれは勧告権を持つております。そこで、関係団体への勧告が行われるという予定であります。

その骨子でございますが、まず第一点は、工期につきまして工程表がない。工期はありますけれども工程表がないので、下にずれ落ちてきますと、当然それが無理な時間内に仕事をやろうというようなことが生じやすいというような点が指摘されております。工期について。それから請負代金につきまして、労賃を毎月定期的に支払うべしと、こ

ういった規定が欠けておるというような点で、請負代金について。それから損害負担契約につきまして、不可抗力等によって生じた場合の損害負担につきましての明定がないというようなところが契約内容の問題点であります。この契約内容を明確化するという点が第一点であります。

それから第二点は、請負契約の代金の支払いの適正化ということでございまして、出来高払いあ

るいは前払い金を受けたときには下請にその相応分を回すように、できるだけ回すようについてよくなことを内容とするような支払い関係の適正化をやりたい。

第二番目は、元請の、下請の末端まで、下請の契約管理の責任を徹底するという点でございまます。第一次下請までは大体わかつてますけれども、数次下請になると末端はわからないというようなことが往々にして見られますので、末端まで把握

するというふうなことを中心として下請契約の改正を審議会中であります。それが骨子でございまます。

○松本英一君 請負契約の適正化の前提として、五十一年度から公共工事労務費の単価をより実態に即したものにするために、労務費調査の方法に若干の改善が行われたと聞いておりますが、その内容につき具体的に説明していただきたいと思

います。この場合、春闘による賃上げ結果を下半期発注の積算単価に反映できるよう必要な措置を講ずべきであると考えますが、そのための御説明を伺いたいと思います。

さらに、この三月二日から直轄工事について騒音振動対策技術指針が適用されることになりますが、これに伴つて騒音振動対策費が適正に積算されなければなりません。このような公害対策費や安全対策費の積算の適正化について、どのような方針をお持ちになるのか。

持ち時間でござりますので、これをもつて質問を終了いたしますけれども、遅くまで御協力いたしました同僚委員に深く感謝申し上げて、私の質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君) ただいまの御質問に対しましては計画局長からお答えすることにいたしましたが、特に当面問題になります春闘による賃上げ結果を下半期発注の積算単価に反映させるために、

なお、この単価積算の適正化の問題についてたゞいまお答えをいたしますが、その前にただ一つ、私ども從来ともいわゆる超過負担が出ないようあるいはまた業界の皆様方に適正な、国全体から言ええばまさに主幹産業の地位に完全についた建設業界でござりますので、これが健全なる発展を図るために從来ともいわゆる実勢単価といふことを意を注いでおります。これが言つてみれば先生方の御鞭撻によつてできたスライド制等における問題でもなからうかと。そういう姿勢は、私も来てみて建設省という役所は貫いておるなどということを感じましたので、私の素直な感じを申し上げると同時に、局長からその具体的なことについて簡単にお答えをさせていただきます。

○政府委員(大塩洋一郎君) ます私から公共事業の労務費の調査の中身の改定につきまして御説明いたします。

昭和四十五年からこの調査を行つておるわけですが、調査の仕方を一部改正いたしました。その中身は、従来、農林、運輸、建設の三省が所管している工事についてこの調査を行つたわけですが、いわゆる三省の調査と言つておりますが、三省以外の省、たとえば郵政、文部、厚生、電電等もこういったものを使つておりますが、三省はどちらかと言えどおむね土木型の仕事が多い官庁でござりますから、これらの三省以外の省庁を加えることによりまして、ややいままで不足がちであつた建築関係の職種のサンプルをふやす、そして適正な労務単価を決定する、こういうことといたしたわけでござります。

それから次にまた工事が複雑化、多様化いたしまして、従来三十九種類の職種について実施してきたその三十九種類を、五十一年度からは新たに十一職種を加えて合計五十種にいたしました。追加することにしたことが次の点でございま

するような膨大な調査でござりますので非常にむずかしかつたわけでござりますが、年一回やると、いうことにいたしまして、そのために三省で決められておりました調査の様式、これを簡略化、合理化しようということで改定を行つた次第でござります。

○政府委員(高橋弘蔵君) 公害対策また安全対策の積算の問題でござります。

安全対策につきましては、御案内のとおり、すでに土木工事の安全施行技術指針というものがございまして、これに準拠して行われておるわけですが、これに準拠して行われておるわけでもございまして、これらにつきましては順次実態調査を行つてきております。そうしてどの工事にも共通して使用される費用につきましては一括の率、その他につきましては、たとえば酸欠の問題、予防の問題、ダンプ輸送の事故防止とか、その他の費用につきましては積み上げの計算をして、そ

うしてできる限り適正な費用を積算に反映させるようになつております。

それから公害対策でございますが、今回騒音振動対策技術指針といつものを作りまして、これ

を実施いたしました。そうしてそういう公害対策の強化を図りまして、十分ひとつ適切な費用を積算してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○委員長(中村波男君) 本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時五十分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、北関東地域の総合開発の推進に関する請願
(第三一六七号)

答えさしていただきました。これは十五万人を対象と

第三二六六号 昭和五十一年四月五日受理
金精道路冬期開通に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八

茨城県議会議長 西野恒郎

紹介議員 郡 務一君

国及び日本道路公団においては、北関東各県の産業、経済、観光の発展のために、金精道路の冬期開通について早急に措置を講ずるよう、強く要望する。

理由

金精道路は、中部日本横断観光ルート（鹿島—日光—草津—善光寺—富山）のほぼ中間に位置し、茨城、栃木、群馬、長野、富山の五県の主要観光地を結ぶ重要な役割をもつとともに、茨城、栃木両県の動脈である国道四号と群馬、新潟両県の動脈である国道十七号を連絡する主要路線でもあるが、冬期の約五箇月間が積雪のため閉鎖されていることは、まことに遺憾である。

第三二六七号 昭和五十一年四月五日受理

北関東地域の総合開発の推進に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八

紹介議員 郡 務一君
茨城県議会議長 西野恒郎

一、現在進められている首都圏基本計画の改定に

当たつては、首都圏における北関東地域の役割と開発整備の方針を明確にすること。

二、北関東総合開発計画の早期策定を図り、特に、「水戸・日立」「宇都宮」「前橋・高崎」各地区及び

その他の都市開発区域等を環境豊かな都市群として建設整備を図るため、国の特別な助成措置と事業化を積極的に推進すること。

三、北関東総合開発の基盤事業である北関東新流通港湾の建設に係る国の特別な助成措置と北関東橋断道路の早期建設を促進すること。

四月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、山陽自動車道、中国横断自動車道の早期建

設に関する請願（第四三五八号）

九号）

財政措置を講ずること。

理由

第四三五八号 昭和五十一年四月十五日受理

山陽自動車道、中国横断自動車道の早期建設に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

会議長 芦田卓三

紹介議員 加藤 武徳君

一、山陽自動車道

（一）整備計画区間の早期完成を図ること。
(二) 整備計画残区間(備前市—岡山市間)の早期決定を図ること。

二、中国横断自動車道

（一）整備計画区間の早期完成を図ること。
(二) 整備計画残区間(岡山市—川上村間)の早期決定を図ること。

三、自然環境保全審議会の結論を早期に出すよう

瀬戸大橋の架橋は、昨年八月ようやく建設の方針が示されたところであり、本県としては、漁業補償の全面的な妥結、陸上部路線の地元提示、資金調達など受入れ体制の整備に銳意努力してきたが、工事着手が明確に示されないため、沿線住民をはじめとして県民こそつて憂慮している。

昭和五十一年六月一日印刷

昭和五十一年六月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局